

(様式3) 情報提供用シート 花巻市

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
8月23日	<p>1 農林業・農村政策の対応について</p> <p>(1) 「農地中間管理事業」における農地の受け手確保の支援措置の創設について</p>	<p>農業・農村を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や後継者不足、飼料・資材の高止まり、米をはじめとした農産物価格の低迷、国内農畜産物の産地間競争の激化などに加え、TPP11や日欧EPA、日米貿易協定の発効による輸入農畜産物の拡大など、今後の農業経営の継続に不安を抱かせる厳しい状況が続いています。</p> <p>このような中で、農村地域に住む人々が生産意欲を低下させることのないよう持続的に農業に従事できる環境を確保し、安定的な食料供給と自給率向上の達成、そして農村地域に住む人々がそこで暮らし続け、農村地域が維持発展するため、次の事項について特段の措置を講じていただくよう要望いたします。</p> <p>(1) 「農地中間管理事業」における農地の受け手確保の支援措置の創設について</p> <p>農地中間管理機構が借り受け、受け手(借受者)が見つからない農地については、契約を解除することとなっていますが、中山間地域等の条件不利地や畑、特に樹園地については受け手(借受者)の確保が難しく流動化が進んでいない状況にあることから、借受希望</p>	<p>県では、農地の借受希望者を確保し農地の集積・集約化を進めるため、国の「農地中間管理機構関連農地整備事業」や「農地耕作条件改善事業」を活用して、基盤整備が十分に行われていない農地の区画拡大や暗渠排水などの整備を支援しています。</p> <p>樹園地につきましては、農地中間管理機構及びいわて花巻果樹産地協議会と連携し、地域農業マスタープランの実践に向け、地域の話合いに積極的に参加して農地のマッチングなどを支援しています。</p> <p>なお、県では、国に対して、農地中間管理事業に係る担い手について、狭小な農地が点在する中山間地域において、地域の農地の維持・管理を行っている小規模な経営体等も「担い手」として位置付けるよう要望するとともに、地域農業マスタープランに位置付けられた中心経営体の経営発展に向け、「地域農業マスタープラン実践支援事業」において、機械・施設等の整備などを支援しています。(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>農政部</p>	<p>B:1</p>

		者を確保するための支援措置を創設するよう国へ要請していただくとともに、県独自の支援策を創設していただきますよう要望いたします。				
8月23日	1 農林業・農村政策の対応について (2) 農業後継者不足について	(2) 農業後継者不足について 農業従事者の高齢化や後継者不足が続く中で、新規就農者の確保は重要な課題となっています。しかし、新たに農業を志す人が就農するまでに農地や住宅の確保が難しいことや、農業機械等の購入資金の調達が支障となっていることから、就農しやすい施策や就農後も安心して農業経営を続けられる施策の充実を図るよう国へ要請していただくとともに、県独自の支援策の更なる充実を図ることを要望いたします。	農業・農村の持続的な発展には、地域農業に意欲を持って取り組む新規就農者の確保・育成が極めて重要であることから、県においては、県内外で就農相談会を開催しながら、農家・非農家を問わず、希望者に対し経営の開始から定着に至るまで、発展段階に応じて支援しています。 新規就農者の確保については、市や花巻農業協同組合と連携したワンストップ就農相談窓口を設置し、就農希望者の住宅の確保などの様々な相談に対応しています。 また、「就農準備資金」の交付対象者や新規就農者に対しては、農業大学校において、栽培技術習得や経営確立のための研修を開講するなど、技術習得に向けた支援をしています。 さらに、就農直後の経営確立を支援する「経営開始資金」の活用を促進するほか、初期投資を軽減するために「経営発展支援事業」や「いわて地域農業マスタープラン実践支援事業」等による機械・施設導入等を支援し、新規就農者の定着を図っています。 今後も、地域と連携しながら新規就農者の確保から育成まで継続して支援していくとともに、国に対する事業継	県南広域振興局	農政部	A : 1

			<p>続と十分な予算措置等の要請や、県の支援策の検討を行っていきます。</p> <p>(A)</p>			
8月23日	<p>1 農林業・農村政策の対応について</p> <p>(3) スマート農業推進のための支援策の充実について</p>	<p>(3) スマート農業推進のための支援策の充実について</p> <p>農業用ドローンや自動操舵システムをはじめとするスマート農業機器については、担い手不足の解消、作業の省力化対策として今後さらなる利用拡大が期待されているところであり、より使いやすい環境の整備が求められています。</p> <p>しかしながら、ドローンによる農薬等の空中散布については、航空法に基づく飛行機の許可・承認手続きが不要となっているものの、民間が行う農業用ドローンの技能講習がドローンの機種別に求められていることが実情であり、別の機種を購入する度に技能講習を受けなければならないため、多種多様な農業用ドローンの導入がなかなか進まない状況にあります。</p> <p>また、農業用ドローンによる農薬散布を行う場合、地上散布用の登録農薬に比べて、ドローン散布に適した高濃度の登録農薬が地上散布用の約24%程度しか登録されていないことから、ドローンによる農薬散布がなかなか普及しない現状となっております。</p> <p>さらに、中山間地域では起伏の激しい地形が課題となり、RTK-GNSS基地局などの設置が進まないことか</p>	<p>① 改正航空法における技能証明については、関連する協議会で、一等（レベル4相当）及び二等の2種類の登録とすることや、有効期間が3年更新であること等が議論されているものと承知しています。（S）</p> <p>② 農業用ドローン散布に適した農薬の登録について、国では、農薬の希釈倍率の変更登録申請する際、作物残留農薬試験を不要とする事務手続きの簡略化を進めており、令和4年度末まで846に増やす目標を掲げていましたが、令和5年1月1日時点で1,128（登録農薬数の27%）と既に目標を達成しています。今後も登録数の拡大が見込まれています。（B）</p> <p>③ 中山間地域における、精度の高いスマート農業技術の活用に向けた環境整備については、携帯電話会社が提供する高精度な位置情報サービスなど、新たな技術も開発されており、県内外の先進的な取組や県が取り組む中山間地域に向けたスマート農機の研究を情報提供するなど、スマート農業技術の普及拡大に向け支援していきます。（B）</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>農政部</p>	<p>B : 2</p> <p>S : 1</p>

		<p>ら、スマート農業による労力軽減や省力化といったメリットを十分に享受できない状況にあります。</p> <p>このことから、スマート農業機器の導入を推進するため、国に対し、次の項目について規制緩和や支援を要請していただきますよう要望いたします。</p> <p>① 無人航空機の技能証明について、技能証明の種類をドローンの機種ごとに限定しないこと。</p> <p>② 農業用ドローン散布に適した高濃度登録農薬の登録拡大を推進すること。</p> <p>③ 中山間地域において、精度の高いスマート農業技術を活用しやすい環境の整備を推進すること。</p>				
8月23日	<p>1 農林業・農村政策の対応について</p> <p>(4) 米の需給対策について</p>	<p>(4) 米の需給対策について</p> <p>米の消費量は、人口減少や食生活の洋風化等を背景に最近では毎年約10万トン減少しており、そのため、花巻市では、国が毎年策定する米の需給見通しをもとに岩手県で設定した生産目安の範囲で米の作付を行い、需要量に応じた米生産を推進しております。</p> <p>しかし、全国では、国が策定する需給見通しを踏まえずに生産目安を設定し、前年と同様の作付を行っている都道府県があることに加え、コロナ禍の影響で外食産業などの米の需要の落ち込みにより、米価が下落しております。また、国では、令和4年度から「水田活用の直接支払交付金」を見直</p>	<p>県としては、米の需給と価格の安定が図られるためには、国が公表する「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」の需給見通しを踏まえ、国全体で、全ての都道府県が需要に応じた生産に取り組んでいくことが必要であると認識しています。</p> <p>現状の米の需給については、新型コロナウイルスの影響等により、適正とされる民間在庫量を2年連続で超過し、米価が下落していることから、令和4年6月にも国に対して、国主導による主食用米の長期保管への支援を含む実効的な過剰米対策を推進するよう要望しています。</p>	県南広域振興局	農政部	B : 1

		<p>し、今後5年間（R4～R8）に一度も米の作付を行わない農地は交付対象水田としない方針を示しておりますが、転作作物のために排水対策を行った水田に米を作付するには、湛水機能を復活させるために漏水対策を行い、改めて圃場を整地する必要があるなど莫大な経費が発生することが予想され現実的ではなく、農家の経済負担が大きいのとなります。</p> <p>花巻市では、全国に先駆けて集落営農を組織化しており、小規模農家では対応できない戦略作物の栽培を、集落営農組織が請け負い取り組んできました。こうした集落営農組織において、「水田活用の直接支払交付金」が減額されれば、組織としての経営が維持できず、土地を所有者へ返還していくことも想定され、返還されても機械や設備のない所有者は、生産能力が伴わず、結果的に集落営農組織が崩壊し、農地集積も失われ、耕作放棄地が増加していくことが懸念されます。特に、中山間地域など条件不利地域では、集落営農が組織できず小規模農家による経営体もいまだ数多くあるため、こうした地域での「水田活用の直接支払交付金」の減額は、さらに引き受け手がなくなることが推測されます。その他に土地改良区は、土地改良の対象となる水田に一律に課している賦課金を主な財源としており、そのうえで、水田の維持を含む土地改良事業を実施して</p>	<p>また、「水田活用の直接支払交付金」については、農業経営や産地の維持など、生産者等から懸念の声が多く寄せられていることから、令和4年6月、国に対し、</p> <ol style="list-style-type: none">① 農業者が安心して転換作物の生産に取り組むことができるよう、恒久的な制度とすること。② 交付対象水田に係る5年に一度の水張りについては、地域の実情を十分に踏まえた運用とすること。③ 地域農業に与える影響を丁寧に検証し、必要な対策を講じること。④ 飼料自給率向上の観点から、水田を有効に活用した多年生牧草等の生産への支援を拡充すること。 <p>などについて要望したところであり、引き続き、国に対し必要な対策を講じるよう求めています。（B）</p>			
--	--	---	---	--	--	--

おります。

花巻市の場合、令和3年度の水田総面積は、12,739ヘクタールですが、生産目安の遵守により、実際に主食用米の生産に充てられている水田は6,678ヘクタール、飼料用米等を含めて稲作に利用されている水田面積は8,281ヘクタールに留まっており、4,458ヘクタールは、その他の転作作物の生産に利用されています。

「長年水張りされず稲作に利用されない水田は、水田ではないため、水田活用の直接支払交付金の対象から外す」という論理を進めた場合には、もはや水田と言えなくなる4,458ヘクタールが土地改良区の賦課対象から外され、土地改良区の経営が成り立たなくなり、その結果、主食用米を含む稲作の生産に活用される水田面積の8,281ヘクタールの維持管理さえも確保できなくなる可能性が高いように考えます。

ほかにも、当年産に播種を行わず収穫のみを行う多年生牧草に対する助成の単価について、令和3年度まで10アール当たり3万5千円であったものが1万円に減額となっており、水田を借りて牧草を作付している畜産農家が多い当市では、賃借料が賄えないため、当該水田を返却せざるを得ず、自給粗飼料が確保できなくなり、畜産経営を止める農家がでてくることが推測されます。

よって、次の事項について特段の措

		<p>置を講ずるよう、国へ要請していただきますよう要望いたします。</p> <p>米価安定のため、今後の米の生産調整については、国が主体となり強力に進めるとともに、コロナ影響緩和特別対策として国が保管料を全額負担する民間在庫の15万トンについては、国が長期的に保管料を負担し、かつ、6月末の民間在庫量の状況を考慮した上で、米の価格を維持するために必要な場合にはその15万トン自体の量を更に増やす等の制度を拡充し、主食用米の市場には一切放出しないなど実質的な市場隔離を行うこと。</p> <p>また、転作作物の生産が主食用米の生産と比べ経済的に不利にならないよう、水田活用の直接支払交付金と同じ水準となる畑作物に対する新たな支援を構築するとともに、「今後5年間（R4～R8）に一度も米の作付を行わない農地は交付対象水田としない方針」及び「当年産に播種を行わず収穫のみを行う多年生牧草に対する助成の単価の減額」とする見直しについては、その実施について検討するとともに農業者及び地方自治体などと十分に協力・協議し、食糧自給に必要な農地維持及び農業の維持に繋がる全体の政策の中で恒久的な支援策を講じること。</p>				
8月23日	1 農林業・農村政策の	(5) 森林整備事業への支援について 花巻市では、森林の適切な管理を図	県では、再造林等の計画的な森林整備や路網の整備の一層の促進を図るた	県南広域振興局	林務部	B : 1

	<p>対応について (5) 森林整備事業への支援について</p>	<p>っていくため、森林資源の把握・解析による森林情報管理、森林経営の集約化を進め、森林の保全、木材活用の推進に取り組んでおります。</p> <p>市が実施する森林整備事業については、森林環境譲与税を活用することができないため、国の事業を活用し実施しておりますが、近年、特に保育間伐等育成に関する施業の実施要望に対し、予算が減額されている状況となっております。</p> <p>森林の保全管理、将来的な資源量の確保を図るためには、適切な施業が必要であることから、森林整備事業全般に係る十分な予算の確保について国へ要請していただきますよう要望いたします。</p>	<p>め、令和4年6月に国に対して、森林整備事業等の予算を十分に確保するよう要望を行ったところです。</p> <p>国に対しては引き続き、森林整備事業等の予算が十分に確保されるよう働きかけるとともに、適切な森林施業が計画的に実施できるよう関係機関と連携しながら取り組んでいきます。</p> <p>(B)</p>			
8月23日	<p>1 農林業・農村政策の対応について (6) 日本型直接支払制度の予算確保について</p>	<p>(6) 日本型直接支払制度の予算確保について</p> <p>農業・農村の有する多面的機能は、営農活動や農地・農業用水路等の適切な保全活動を通じて発揮されるものがあります。</p> <p>多面的機能支払制度においては、平成27年度以降、活動組織が策定する計画に基づく交付金が満額交付されず、活動組織の計画的な活動（水路整備等）に支障をきたしていることから、日本型直接支払制度の事業費を満額確保するよう国へ要請していただきますよう要望いたします。</p>	<p>「日本型直接支払制度」の令和4年度交付金の国の配分は、多面的機能支払においては要望額の77%となっています。</p> <p>県では令和4年6月16日に農林水産省に対して、“日本型直接支払制度の十分な予算措置”を要望しているところであり、今後とも様々な機会をとらえ、国に働きかけていきます。(B)</p> <p>資源向上（長寿命化）における工事については、既存補助事業との役割分担を明確にするため、1件当たり原則200万円未満とされたものを、市町村からの要望を受け、500万円未満まで引き上げたところです。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>農政部</p>	<p>B : 2</p>

		<p>また、資源向上（長寿命化）における工事について1件あたりの上限額を200万円未満と設定され、わずかでも上限を超える工事を実施しようとする場合、事務負担の大きい長寿命化整備計画の作成が新たに必要となるため組織内の活動に支障をきたしていることから、一律の上限額設定ではなく工事内容によっては、長寿命化整備計画を不要にすることが可能となる見直しについて併せて国へ要請していただきますよう要望いたします。</p>	<p>ただし、200万円を超過する場合は、整備した施設を末永く維持管理していくことはもとより、計画的かつ適切な事業執行を担保するためにも「長寿命化整備計画」の策定は県としても必要と考えているところです。</p> <p>については、「長寿命化整備計画」の策定に当たって、県も支援するので御相談願います。（B）</p>			
8月23日	<p>1 農林業・農村政策の対応について</p> <p>(7) 農業農村整備事業予算の確保を求めることについて</p>	<p>(7) 農業農村整備事業予算の確保を求めることについて</p> <p>農業農村整備事業の国の予算は、令和3年度補正予算繰越分と令和4年度当初予算を合わせると、毎年前年度並みの予算が確保されております。</p> <p>花巻市においては、令和4年度時点で圃場整備実施地区が新規1地区を含む6地区、計画調査地区は6地区で実施しており、なかでも石鳥谷西部地区3地区（大興寺地区、大瀬川地区、北寺林八幡地区）では一体的にまとまった約550ヘクタールにもおよぶ圃場整備について事業採択に向けて計画調査が進んでいます。また、集落内での合意形成を進めている申請準備地区も数多く控えている状況で、更なる基盤整備の要望があり、農村の高齢化が進む中であって、農地の区画拡大による農作業効率の向上や農地の担い手への</p>	<p>県では、収益力の高い産地づくりを進めるため、担い手への農地利用集積を一体的に進めるほ場整備を推進しており、新規採択にあたっては、各地区が目指す営農ビジョンの実現性や事業計画に対する熟度を勘案しながら、計画的に事業採択しているところです。</p> <p>今後も調査計画地区の事業採択に向けて、営農ビジョンの策定支援や地域の実情や整備要望を踏まえた事業計画の策定など、地域における合意形成の支援を進めていきます。（B）</p> <p>また、国の農業農村整備事業の令和5年度当初予算については、昨年度を上回る4,457億円が確保されています。</p> <p>一方、本県の令和5年度の農業農村整備事業関係予算については、貴市をはじめ地域からのほ場整備等の要望も踏まえ、当初予算で対前年比114.0%の102億円、令和4年度補正を加えた令和</p>	県南広域振興局	農政部	B : 2

		<p>更なる集積・集約化を進める必要があります。しかし、補正予算による予算措置では、年度当初から計画的に事業を実施することができず、事業進捗に支障をきたし、結果的に事業完了が遅れる可能性があります。</p> <p>つきましては、来年度以降の新規地区の確実な事業採択と、農業農村整備事業の令和5年度当初予算を今年度予算額（令和4年度当初予算と令和3年度補正予算）と同額程度確保するよう国へ要請していただきますようお願いいたします。</p>	<p>5年度の実質的な執行予算として対前年比106.2%の204億円を措置したところであり、前年度を上回る執行予算を確保しています。</p> <p>なお、補正予算については、次年度当初予算の一部を前倒しで確実に措置できることから、ほ場整備工事の早期発注が可能となり、適期に施工する手段としても有効であると考えており、引き続き、補正予算も活用しながら、必要な予算を確保していきます。</p> <p>県では、令和4年4月27日、6月16日、9月21日及び令和5年1月23日に農林水産省に対して、“農業農村整備事業関係予算の安定的かつ十分な確保”を要望したところであり、今後とも様々な機会をとらえ、国に働きかけていきます。（B）</p>			
8月23日	<p>1 農林業・農村政策の対応について</p> <p>(8) 防災重点農業用ため池のハザードマップ作成への支援について</p>	<p>(8) 防災重点農業用ため池のハザードマップ作成への支援について</p> <p>「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」及び「防災重点ため池の防災工事推進特別措置法」により、市町村は防災重点農業用ため池のハザードマップを作成して住民に周知することが求められております。</p> <p>令和12年度までの特措法期間内は定額補助されることとなっておりますが、ため池所有者による届け出制度が始まったことにより、今後も防災重点農業用ため池の増加が見込まれることから、対策期間内に必要なハザードマ</p>	<p>本県では、「防災重点農業用ため池」が決壊した場合に、迅速な避難行動につなげるため、市町村のハザードマップ作成を優先的に進めています。</p> <p>また、令和3年3月に「防災工事等推進計画」を策定し、地震や豪雨による決壊の危険性などの評価を行い、計画的に対策工事を実施していくこととしています。</p> <p>近年、地震や豪雨による災害が激甚・頻発化しており、地域住民の安全・安心の確保に向け、ハード的な対策にソフト対策も含め、可能な限り前</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>農政部</p>	<p>B : 1</p>

		<p>ップ作成ができるように、令和5年度以降についても十分な予算の確保を国へ要請していただきますよう要望いたします。</p>	<p>倒しで実施することが重要と認識しています。</p> <p>県では令和4年4月27日、6月16日、9月21日及び令和5年1月23日に農林水産省に対して、“防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に基づく安定的かつ十分な予算確保”を要望したところであり、対策期間内にハザードマップ作成ができるよう、今後とも様々な機会をとらえ、国に強く働きかけていきます。(B)</p>			
8月23日	<p>1 農林業・農村政策の対応について</p> <p>(9) 有害鳥獣被害対策について</p>	<p>(9) 有害鳥獣被害対策について</p> <p>鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、被害の防止に係る抜本的な取組の強化について国へ要請していただきますよう要望いたします。</p> <p>特にニホンジカ及びイノシシについては、生息域が拡大し、市内農作物への被害が増加傾向にあり、市の鳥獣被害防止計画に基づき捕獲目標数を達成するため、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、捕獲活動を行っております。しかし、当該交付金予算が要望額に満たないため、市単独により予算措置している状況であることから、鳥獣被害防止総合対策の十分な予算を確保するとともに、捕獲従事者の意欲向上のために当該交付金の基本単価の引き上げについて国へ要請していただきますよう要望いたします。</p>	<p>本県では、野生鳥獣の個体数管理や被害防止のため、狩猟期間の延長や新規狩猟者の確保などに取り組んでいるところです。</p> <p>令和4年6月に国に対し個体数管理や被害防止に必要な捕獲目標の達成に向けて、都道府県が行う「指定管理鳥獣捕獲等事業」について、必要な財政支援を継続するとともに、捕獲の担い手の確保や大量捕獲技術の開発普及など効果的な個体数管理に資する施策の充実を図ること、及び「鳥獣被害防止総合対策交付金」について、有害捕獲活動の上限単価引き上げや必要な予算を措置することについて要望したところであり、今後も様々な機会を捉えて要望していきます。(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部 農政部</p>	<p>B : 1</p>
8月23日	<p>1 農林業・農村政策の</p>	<p>(10) 中山間地域等直接支払交付金の維持拡充について</p>	<p>「中山間地域等直接支払制度」は、中山間地域で適切な農業生産活動が継</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>農政部</p>	<p>B : 1</p>

	<p>対応について (10) 中山間地域等直接支払交付金の維持拡充について</p>	<p>中山間地域等直接支払交付金は、農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、国及び地方自治体による支援を行う制度として、平成12年度から実施されてきたところであり、当市においては、中心市街地を除くほぼ全域が法指定又は知事特認による本交付金の交付対象地域となっており、令和3年度において111の集落が農用地を維持・管理していくための協定を締結し、協定への参加者数は延べ3,023名となっております。</p> <p>当市における令和3年度の交付金額は、総額5億10万1千円であり、交付金の使途は、農地畦畔の維持管理、農道・水路の維持管理、共同利用農業機械の整備、研修会の開催、景観形成作物の栽培、有害鳥獣に対する電気柵管理に加え、令和2年度からの現行の第5期対策から追加された「集落機能強化加算分」として、高齢者の病院送迎支援や除雪支援、買物支援等の住民の生活に密着した活動等、営農に関するもの以外の活動に活用できるとされており、令和4年度においても加算金を含む交付金総額は増加する見込みとなっております。</p> <p>農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するといった本制度の目的を達成するには、中山間地域での農業生産活動の当事者となる農業者の生活を守ることが重要でありま</p>	<p>続的に行われるよう、交付金により生産条件の不利を補正するための支援を行うものであり、県土の約8割が中山間地域である本県では、極めて重要な施策であると認識しております。</p> <p>また、第5期対策から新設された集落機能強化加算は、高齢化や担い手不足といった課題に対する前向きな取組への支援を行うものであり、県では、こうした制度の周知を図り活用を促すなど、市町村等と連携し、中山間地域の農業の維持・発展や集落の活性化に向けて取り組んでいるところです。</p> <p>本制度の維持及び予算の確保については、6月に農林水産省に対して、「日本型直接支払制度の十分な予算措置」等を要望したところであり、今後も、様々な機会をとらえ、国に働きかけていきます。(B)</p>			
--	---	--	---	--	--	--

		<p>す。本交付金は、農業を継続するための環境整備のみならず、国土の保全、水質の涵養、良好な景観形成を行うとともに、集落単位での営農や住民共助を可能とする集落機能を維持するための財源として必要不可欠でありますことから、今後も同制度の維持拡充に加え、引き続き十分な予算の確保を図るよう、国へ要請することを要望いたします。</p>				
8月23日	2 産業用地等の整備における農用地区域からの除外に係る要件緩和について	<p>県内では、北上川流域地域を中心に自動車関連産業や半導体関連産業などの積極的な設備投資が進んでいるほか、物流産業においては、令和6年度からトラックドライバーへの時間外労働の上限規制が罰則付きで適用される、いわゆる「2024年問題」に対応するため、倉庫機能を兼ねた中継施設等の需要が増大することが見込まれるなど、新たな企業等を市内に誘導する好機を迎えておりますが、こうした投資需要にスピーディーに対応し、地域に産業を導入していくためには、産業用地・産業団地（以下、「産業用地等」という。）の拡張・造成が必要となります。</p> <p>産業用地等の整備の推進にあたり、候補地に「農業振興地域の整備に関する法律（以下、「農振法」という。）」に基づく農業振興地域内の農用地区域が含まれていた場合、当該地を農業振興地域内の農用地区域から除</p>	<p>県南部においては、自動車・半導体関連産業を中心に産業集積が一層加速しており、今後もさらなる集積が見込まれる中、物流業においても拠点設置用地の需要が高まっているなど、産業用地が不足している状況は認識しているところです。</p> <p>企業の立地ニーズに迅速に対応し、さらなる産業集積を促進するためには、可能な限り条件の良い地域にあらかじめ一定の面積の産業団地を確保することが重要であり、農業上の土地利用の調整が計画上整った農地についても、新産業団地の候補の一つとなり得るものと考えられます。</p> <p>県としてこうした実情について、機会を捉えて国に対して説明していきます。（B）</p>	県南広域振興局	経営企画部	B : 1

		<p>外して、農業振興地域内の農用地区域外（白地）とし、さらに都市計画法における用途地域の指定を行う場合は、「都市と農林漁業との調整措置」に基づき、農業振興地域の区域変更協議を岩手県と行う必要がありますが、その際、農振法の規定に基づき、以下の2点のいずれかを満たしていることが必要とされていると認識しております。</p> <p>(1) 土地改良法第7条第4項に規定する非農用地区内の土地、優良田園住宅設計計画に従い優良田園住宅の用に供される土地、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律等のいわゆる地域整備法の定める計画の用途に供される土地等とすること</p> <p>(2) (1)以外で、除外の必要が生じた場合は、次の要件をすべて満たすこと</p> <p>ア 事業計画の必要性、規模の妥当性、緊急性があり、かつ農用地区域以外に代替すべき土地がないこと</p> <p>イ 除外により、農用地の集団化、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと</p> <p>ウ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと</p> <p>エ 除外により、農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと</p>				
--	--	--	--	--	--	--

		<p>オ 土地改良事業完了の翌年度から8年を経過しているものであること</p> <p>(1)及び(2)のいずれの場合におきましても、個別具体的に立地企業の施設規模、立地スケジュール、雇用期待従業員数及び業種等について決定している必要があると認識しておりますが、事業者にとっては産業用地等の造成前にこれら要件を決定することはハードルが高く、結果的に農業振興地域内の農用地区域からの除外が困難な状況です。</p> <p>つきましては、新たな産業用地等の整備に際し、農業振興地域内の農用地区域からの除外に係る要件緩和について、引き続き国に要請していただきますよう要望いたします。</p>				
8月23日	3 いわて花巻空港の利用促進に係る国内路線網の拡充と国際定期便の就航促進について	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により制限されていた訪日外国人観光客の入国は、令和4年6月10日より受入れが開始されましたが、国際観光の回復には依然時間を要すると見込まれます。訪日外国人観光客数を2030年までに6千万人に増加させるという国が掲げる目標を達成するため、いわて花巻空港をはじめとした地方空港のさらなる利用促進が重要でありますことから、感染症収束後を見据えた取り組みについて、以下のとおり要望いたします。</p>	<p>(1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、台北線及び上海線ともに運休が続いていることから、国及び就航先の水際対策の緩和状況等を注視しながら、早期の運航再開に向けて航空会社等への働きかけを行っていきます。そのうえで、国際線の更なる運航拡大を図るため、チャーター便の実績がある香港等に対して誘致活動を展開していきます。(B)</p> <p>(2) ゲートウェイ空港への国際便の拡充要望については、花巻空港における国際線の運航再開後の状況</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>A : 2 B : 3</p>

		<p>(1) 台北及び上海に加えて他のアジア諸国との定期便就航に向け、県が積極的に取り組まれていることに感謝するとともに、今後もそのような取組を要望いたします。</p> <p>(2) ゲートウェイ空港となる、新千歳空港、関西国際空港、福岡空港等への国際便のさらなる拡充と地方空港へスムーズに移動できるような国内線乗り継ぎを促進させるための施策を講じるよう、国に要請していただきますよう要望いたします。</p> <p>(3) 過去に就航実績のある中部国際空港、関西国際空港、那覇空港といわて花巻空港との直通便の復活について取り組むよう要望いたします。</p> <p>(4) いわて花巻空港をはじめとした地方空港への国際定期便や国際チャーター便の更なる誘致促進について国に働きかけていただくよう要望いたします。</p>	<p>を踏まえながら検討していきます。</p> <p>ゲートウェイ空港との乗り継ぎについては、航空乗継利用促進協議会を通じて、乗継空港における利便性向上等を国に要望しており、今後も継続して取り組んでいきます。(B)</p> <p>(3) 過去に就航実績のある空港との直通便の再開については、就航中の大阪(伊丹)線や名古屋(小牧)線など、既存路線との競合性や観光需要の見通しなどを踏まえながら、必要に応じて航空会社への働きかけを検討していきます。(B)</p> <p>なお、過去の実績はないものの、花巻と関西を結ぶ新たな路線として、神戸線が令和3年3月28日に就航しました。(A)</p> <p>(4) 地方空港への国際便の拡充については、北海道東北地方知事会を通じて、地方航空路線の維持・拡充を図るために必要な対策を講じるよう提言するなどの働きかけを行っており、今後も引き続き取り組んでいきます。(A)</p>			
8月23日	4 ホットタウン湯口の利活用について	当市の西部に位置するホットタウン湯口の県有未造成地(7.9ha)につきましては、草刈り等の維持管理に努めていると伺っているところでありますが、雑草が繁茂しやすく、山火事の発	県有未造成地については、引き続き、令和5年度においても、地元住民への草刈の委託を継続実施するとともに、県においても、草刈りエリアの拡充や支障木の伐採を実施することとし	県南広域振興局	土木部	A : 1 B : 1

		<p>生、病虫害の発生源、クマ、キツネなどの有害鳥獣の出没が増加するなど、日常生活の安全面に重大な影響を及ぼすおそれがあり、地元からも維持管理の充実や具体的な利活用を前提とした対応を求められているところでありま</p> <p>す。</p> <p>これらのことから、引き続き日常管理のご配慮とともに、積極的な利活用等を促進していただくとともに、岩手県土地開発公社に対し、分譲中の土地について、引き続き早期分譲に向けた販売促進を要請していただきますよう要望いたします。</p>	<p>ており、害虫や有害鳥獣等の被害を防止し、当該敷地の環境改善を進めています。なお、現時点においても県による土地の利活用等が難しい状況から、引き続き、土地の売却処分に取り組むこととし、売却促進を図るため、令和3年度には、現地に立看板を設置するとともに、県ホームページを活用し情報発信を行っています。（B）</p> <p>なお、旧住宅供給公社から岩手県土地開発公社が引き継いだ既造成地内の未分譲地については、令和4年11月時点で申し込み終了となりました。</p> <p>（A）</p>			
8月23日	5 広域的な公共交通の維持対策について	<p>本市では、平成29年6月に策定した花巻市地域公共交通網形成計画に基づき、まちづくりと連携した「コンパクト・プラス・ネットワーク」の実現に向けた取組を進めており、その中において、花巻市立地適正化計画に位置付けられる拠点間及び近隣市町とを結ぶ幹線バス路線については、市民の日常生活に必要な不可欠な広域生活路線として位置付け、行政と事業者が連携して、路線維持と利用促進に取り組んでいるところでありま</p> <p>す。</p> <p>一方で、モータリゼーション、高齢化及び人口減少等の進行に伴い、バス利用者は年々減少傾向にあり、路線維持には財政的援助が不可欠な状況とな</p> <p>っています。</p>	<p>県では、国に対し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による輸送需要の大幅な減少の影響に直面している公共交通事業者等が、安全かつ安定した運行を確保できるよう、経営上の財政支援を講じるよう要望しているとともに、県と市町村で構成する地域内公共交通構築検討会を活用した課題の整理を行い、公共交通の維持・確保に必要な支援について検討する他、バス路線活性化検討会を設置し、国、県、市町村及びバス事業者で連携して路線毎の利用促進策等について検討を行っています。（B）</p> <p>国庫補助の被災地特例等については、令和2年度までとされていた期間の延長等を国に対して強く働きかけた結果、被災地特例については、令和7</p>	県南広域振興局	経営企画部	B：4

		<p>さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、バス利用者が昨年度から著しく減少したことにより、運行事業者の経営状況は急激に悪化し、大きな影響を受けております。路線バスなどの公共交通は、当市のみならず、多くの岩手県民にとって必要不可欠な移動手段であることから、運行事業者が事業を継続できるよう県と市が一体となって経営を支援することが必要な状況となっているのではないかと考えております。</p> <p>そのような中、県単補助事業であります「地域バス交通支援事業費補助金」については、平成23年度から指定被災市町村への特例として、補助要件の一つである「平均乗車密度が4人以上」を適用外としていただき、加えて、令和4年度事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ「平均乗車密度が4人以上」の要件を適用しない特例措置を講じていただくなど、国庫補助事業に準じる形で特段のご配慮をいただいたところであります。</p> <p>国では「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」の一部改正（令和3年4月5日改正）により、東日本大震災の被災地域における地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の特例の期間を「平成32年度までの間」から、「令和7年度までの間」に延長し、継続して被災地への支</p>	<p>年度まで延長されるとともに、激変緩和措置についても、当分の間、継続されることになりました。</p> <p>また、国に対して、「当分の間」とされている激変緩和措置の令和5年度以降の継続をはじめ、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた要件緩和や減額調整の適用除外の継続等を要望しているところです。（B）</p> <p>県単補助については、平均乗車密度が4人未満の路線においては、一定規模以上の乗合バスの運行よりも効率的な運行等が考えられることから、平均乗車密度4人以上を要件としています。</p> <p>ただし、被災地特例や激変緩和措置、新型コロナウイルス感染症に伴う特例といった要件の緩和をこれまで実施してきており、令和5年度についても引き続き、要件の緩和を継続いたします。今後もその時々々の社会情勢や国の特例措置の実施状況等を踏まえながら、県単補助における特例措置の継続等について検討していきます。（B）</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている公共交通事業者に対して、令和2、3年度に交付した運行支援交付金や、本年度に交付した燃料費高騰の影響を踏まえた緊急対策交付金の算定基礎となる車両には、観光路線で使用する乗合事業用車両も含め、路線の維持が図られるよう支援を行ったところであり、令和4年度の運行支</p>			
--	--	--	--	--	--	--

		<p>援を行うこととしたところであります。</p> <p>しかしながら、「地域バス交通等支援事業費補助金」の特例措置（激変緩和措置）による補助要件の緩和は当分の間としており、令和7年度まで継続されることは、未定とされているところです。</p> <p>当市の補助対象路線である大迫石鳥谷線及び成田線が平均乗車密度の要件を満たしておらず、補助対象から外れることが懸念されます。大迫石鳥谷線は、大迫地域からJR東北本線の石鳥谷駅に接続する重要な路線であり、成田線は、花巻市内から北上工業団地や県立工業高校に接続する重要な路線のため、両路線とも花巻市民の日常生活に欠くことができない路線となっております。</p> <p>また、昨年度には当市の主要観光路線である「湯口線」及び「花巻温泉線」が、減便して運行するなど影響が出ていることから、地域公共交通の維持確保を図るためには、広域生活路線以外の路線にも財政的な支援が必要となっております。</p> <p>つきましては、路線バス事業者の経営維持がさらに困難になることも想定される中で、地域公共交通の維持・確保は重要でありますことから、事業者の経営状況を把握の上、事業継続のための財政的支援について、国に働き掛けるとともに、県が中心となり県及び</p>	<p>援交付金においても、同様の算定で支援を行いました。（B）</p> <p>今後も引き続き、公共交通の維持・確保が図られるよう、必要に応じて国、市町村、バス事業者と連携していきます。</p>			
--	--	--	--	--	--	--

		<p>関係市町村が協力し合って支援しあう体制の構築について検討いただきますよう要望いたします。</p> <p>また、国に対しましては、日常生活に必要不可欠な広域生活路線の維持のため、特例期間の継続について要請していただき、県におかれましては国庫補助事業に準じる形となっております「地域バス交通支援事業費補助金」の特例期間を恒久的な補助対象期間としてご検討いただくほか、主要な観光路線等を補助対象路線とするなど県独自の新たな財政支援策等につきましても併せてご検討いただくよう要望いたします。</p>				
8月23日	6 予約応答型乗合交通に係る支援について	<p>本市では、支線路線バス等が運行していない地域の生活交通として、利用者の需要に応じて運行する予約応答型乗合交通を導入しており、高齢者や車を持たない住民などの移動手段の確保を図っております。今後、高齢化及び人口減少等の進行に伴う路線バス利用者の減少が見込まれることから、現在、予約応答型乗合交通を導入していない地域についても、民間事業者が運行する支線バス路線の維持が困難になった場合は、順次、予約応答型乗合交通への転換を図っていくこととしております。</p> <p>県においては、地域公共交通の維持確保を図る市町村に対して支援していただいておりますが、地域公共交通活</p>	<p>地域公共交通活性化推進事業費補助については、持続可能な地域公共交通体系の構築を図るため、既存の地域公共交通の見直しに伴うデマンド交通等の実証運行などを補助対象としているものです。</p> <p>また、補助路線代替交通確保維持事業については、県が支援を行っている国庫・県単補助路線から転換した代替交通の確保維持を図るため、広域バス路線からの転換した代替交通を補助対象として令和4年度までの事業として創設したものです。</p> <p>令和5年度は、新たに、県民の広域的な移動を支える一定の要件を満たす代替交通を市町村が確保する場合に、費用の一部を支援する人口減少対策路</p>	県南広域振興局	経営企画部	B : 1

		<p>性化推進事業費補助金による予約応答型乗合交通に対する補助については、地域公共交通体系の再編に伴う新たな運行を開始する実証運行に係る車両借り上げ費用や乗合システム等の初期導入費用に対する補助に限定されているため、既に運行を実施している予約応答型乗合交通の運行費用には活用できない制度となっております。また、地域バス交通等支援事業費補助金において、令和2年度に新設された補助路線代替交通確保維持事業では、広域バス路線からデマンド交通等に転換せざるを得ない場合の代替交通が補助対象となったものの、支線バス路線の代替交通は補助対象となっていないことから、今後、予約応答型乗合交通への転換を図っていくなかで財政的負担の増加が懸念されます。</p> <p>つきましては、予約応答型乗合交通などにより継続的な地域住民の生活交通の確保を図る市町村が広く活用できる支援制度となるよう、制度の見直しについて検討いただきますよう要望いたします。</p>	<p>線確保事業を創設しました。</p> <p>なお、市町村の地域内公共交通の維持・確保については、国庫補助である地域内フィーダー系統確保維持費補助の補助要件の緩和や補助上限額の拡大等を国に要望しているところです。</p> <p>今後も引き続き、市町村が地域の実情に応じた地域内公共交通の維持・確保が図られるよう、必要な支援や制度の見直しを行っていきます。（B）</p>			
8月23日	7 (仮称) 花巻PAスマートインターチェンジ整備への支援について	<p>当市では、東北縦貫自動車道や、東北横断自動車道釜石秋田線などの高速交通網の恩恵を最大限に活かし、地域内外の産業拠点や救急医療施設との高速道路による有機的連携を図るため、東北縦貫自動車道花巻PAへのスマートインターチェンジの整備を進め、令</p>	<p>スマートインターチェンジは、高速道路の利便性が向上することに加え、物流の効率化、医療機関へのアクセス向上、観光振興などの面で地域に多様な効果をもたらす事業であると認識しています。このため、令和5年度政府予算提言・要望等において、整備を推</p>	県南広域振興局	土木部	A : 1 B : 1

和元年9月27日に国土交通省による新規事業化の決定を受け、関係機関と基本協定等の締結を行い、令和3年度に工事着手がなされたところでありま

す。
現在当市は、花巻PAに近接する花南地区において新産業団地整備を計画しており、また、北上市の北上工業団地では、「キオクシア（旧東芝メモリ）」が令和元年10月に新工場を完成させ、更に本年4月から2棟目の工場建設に着手し、令和5年夏頃の完成を予定しています。このことから、今後、量産開始や関連企業の進出が見込まれるなど、将来的にも当該地域周辺からの製造品搬送のための高速道路の利用増加が見込まれており、こうした物流の急激な増加に対応するため、早急に北上工業団地立地企業等の高速道路へのアクセス向上による利便性を高めることが非常に重要です。

また、この（仮称）花巻PAスマートインターチェンジは、花巻市からの緊急搬送の5割を占める岩手県立中部病院に近い場所に整備されるものであり、緊急搬送時間の短縮に資することから、早急な整備を進めることが重要です。

当市では、東北縦貫自動車道の高速交通網を活かしたこれらの課題解決に向けて、（仮称）花巻PAスマートインターチェンジと国道4号花巻東バイパス南口を結ぶための市道「山の神諏

進するために必要な予算を確保するよう国に要望したところです。（B）

県道花巻和賀線へのアクセス道路については、NEXCO東日本において工事着手済みであり、引き続き整備推進のため、調整を進めていきます。

また、県道花巻和賀線について、令和4年度は改良工事を進めてきたところです。

今後とも地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。

（A）

		<p>訪線」について、令和4年度中の供用開始に向け、残り460mを整備中があります。</p> <p>つきましては、(仮称)花巻PAスマートインターチェンジについて、早期の完成に向けた確実な予算確保を国へ要請していただきますとともに、県道花巻和賀線と連結するためのアクセス道路の整備に向けて特段のご配慮をいただきますよう要望いたします。</p>				
8月23日	8 「国道4号北上花巻道路」の早期完成について	<p>国道4号北上花巻道路(花巻市山(やま)の神(かみ)地内の花巻東バイパス南口から北上市(きたかみし)村崎(むらさき)野(の)地内までの3.1km区間)については、地域の中核医療機関であり、花巻地区からの緊急搬送の約5割を占める岩手県立中部病院へのアクセス道路として重要な「命を守る道路」であります。2車線であるためボトルネックとなっており、慢性的渋滞や交通事故も多い状況にあります。</p> <p>また、当市においては、当該区間に近接する花南地区において新産業団地整備を進めており、さらに、隣接する北上市の工業団地では「キオクシア(旧東芝メモリ)」が令和元年10月に新工場を完成させ、本年4月には2棟目の工場建設に着手し令和5年夏頃の完成を予定していることから、今後、量産開始や関連企業の進出が見込まれ、国道4号の渋滞は、ここ数年の間</p>	<p>県では、内陸部における物流の円滑化や地域間の交流・連携を促進し、快適・安全な生活を支える道路として、一般国道4号の整備の重要性を認識しています。このため、令和5年度政府予算提言・要望において、北上花巻道路を含む一般国道4号の整備促進について国に要望したところであり、今後も国へ働きかけていきます。(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>B:1</p>

		<p>にも、更に深刻化することが予想されます。</p> <p>こうした中、令和3年12月に「山の神地区交差点改良」が完成いたしましたことは、地域の振興と発展に向けた前進であり、大変喜ばしく、また、令和2年度に新規事業化された「国道4号北上花巻道路」については昨年度より飯豊地区の改良工事に着手いただいておりますことに感謝申し上げます。</p> <p>つきましては、岩手県立中部病院へのアクセス向上、県南地域の産業振興や物流の効率化に大きく寄与することが期待されますことから、「国道4号北上花巻道路」の早期完成について国に要請していただきますよう強く要望いたします。</p>				
8月23日	<p>9 主要地方道の整備について</p> <p>(1) 主要地方道花巻大曲線の整備促進について</p>	<p>本路線は、岩手県内陸部と秋田県内陸部を接続する広域的な重要路線であり、県内においては、西和賀地域から、いわて花巻空港、東北新幹線、東北縦貫自動車道等の高速交通施設へのアクセス道路や、観光地域へ直結する観光ルートとして、産業・経済の発展や文化の交流促進などの効果が期待されています。</p> <p>また、当市と西和賀町を最短距離で結ぶだけでなく、西和賀町沢内地内においては、花巻市内の病院への通院路線として利用する重要な道路であります。</p>	<p>主要地方道花巻大曲線小倉山の2工区の約2.4km区間については、平成19年度に900mを供用開始しました。</p> <p>残る約1.5kmについては、令和元年11月に川舟トンネル西側の橋梁が概成し、令和5年1月には、トンネル築造工事が完了しました。</p> <p>また、令和4年度は、非常用設備やトンネル舗装などの工事に着手したところであり、今後とも地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。(A)</p> <p>その他の未改良区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量</p>	県南広域振興局	土木部	A : 1 C : 1

	<p>しかしながら、本路線は、未だ冬期間においては通行止めとなることから、冬期間に両市町を行き来するためには、代替え道路として国道107号を通る必要がありますが、現在、その国道107号においては、7年前に大規模な土砂崩落が発生し、約8か月間もの長期に渡って全面通行止めとなった経緯があったほか、昨年5月西和賀町大石地区において、地震の影響等により山側法面に変状が確認され土砂崩落の恐れが強まったとして、現在も通行止め措置が続いている状態です。</p> <p>本路線においても、平成30年4月に未改良区間の沢内川舟地内において道路わきから土砂崩落が発生し、さらに同年10月には別の個所においても新たな崩落が確認されました。令和元年11月に通行止めは解除されたものの、冬期間の通行止めを含めた約2年間、地域住民にとって多様な役割を果たす道路が寸断された状態にありました。</p> <p>こうした中、令和元年の岩手県議会9月定例会において、小倉山の2工区4号トンネルを含む未改良区間の工事について補正予算が可決され、その後、令和2年2月定例会において令和4年度までの4ヵ年にわたる工事契約の議決がなされ、令和2年度から本格的に工事着手しているところであり、トンネル掘削工事の開始からわずか1年あまりの期間となる昨年11月にはトンネルの貫通がなされるなど、工事は</p>	<p>の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。</p> <p>(C)</p>			
--	---	--	--	--	--

		<p>着実に進捗していると伺っており、本路線の全線開通に向け大きく前進している状況にあります。</p> <p>つきましては、本路線が、交流・連携及び防災・減災に資する重要な路線としての機能が十分に発揮されるためには、未改良区間の小倉山の2工区4号トンネルの開通が不可欠でありますことから、事業区間の小倉山の2工区の早期完成に向けた確実な予算の確保を図るとともに、本路線と国道107号とのダブルネットワークの必要性に鑑み、本路線の通年通行に向けた未改良区間の整備促進に特段のご高配を賜りますよう強く要望いたします。</p>				
8月23日	<p>9 主要地方道の整備について</p> <p>(2) 主要地方道盛岡和賀線の歩道整備促進について</p>	<p>本路線は、盛岡市と北上市を結ぶ幹線道路であり、また国道4号を補完するルートとして、地域間の交流、連携及び産業経済の活性化を支える重要な役割を担っております。</p> <p>近年、本路線の交通量は大幅に増大し、特に、大型車両の増加が著しく、沿線には人家や振興センターなどの公共施設があり、小中学生の通学路となっております。</p> <p>北湯口地区と大瀬川地区においては歩道が未整備となっており、子供や高齢者の歩行が危険な状況であり、歩行者の安全対策が重要な課題となっております。</p>	<p>要望の箇所については、令和4年度、北湯口地区は用地測量、大瀬川地区は工事にそれぞれ着手しており、引き続き整備を推進していきます。</p> <p>(A:2)</p>	県南広域振興局	土木部	A:2

		つきましては、北湯口地区の1,404mと大瀬川地区の532mの歩道整備促進について要望いたします。				
8月23日	9 主要地方道の整備について (3) 主要地方道北上東和線の整備促進について	<p>本路線は、東和地域と北上市更木地区を結ぶ重要な幹線路線であり、また、岩手県立中部病院へのアクセス道路として、救急搬送や通院路線となっていることから、安全で速やかな走行が求められ、東和地域のみならず大迫地域や遠野市等からの搬送時間の短縮が期待されます。しかしながら、当該路線において、曲折、急勾配、幅員の狭小箇所など未だ整備を要する区間が存在し、安全、安心な道路交通を確保する上で重要な課題となっております。</p> <p>つきましては、道路利用者の安全確保のため、改良整備促進について要望いたします。</p>	<p>主要地方道北上東和線については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	県南広域振興局	土木部	C : 1
8月23日	10 一般県道の整備促進について (1) 一般県道花巻田瀬線の整備促進について	<p>本路線は、東和町田瀬地区と矢沢地区を結ぶ路線で、奥州市や遠野市、一関市東部から花巻・盛岡方面へ向かう利用者も多く、重要な路線となっております。また、周辺にある田瀬ダムでは、毎年各種イベントのほか全国規模のボート大会が開催されるなど、観光やレジャーでの通行量が増大しております。</p> <p>しかしながら、谷内峠付近は曲折、急勾配など未だ整備を要する区間が存在し、安全、安心な道路交通を確保する上で重要な課題となっております。</p>	<p>一般県道花巻田瀬線谷内峠付近については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	県南広域振興局	土木部	C : 1

		つきましては、道路利用者の安全確保のため、改良整備促進について要望いたします。				
8月23日	10 一般県道の整備促進について (2) 一般県道下宮守田瀬線の整備促進について	<p>本路線は、国道107号と国道283号を結び、東和町田瀬地区から隣接する遠野市宮守町、奥州市江刺区に通じる幹線道路であり、また、沿線には田瀬ダム、田瀬釣り公園、オートキャンプ場などが立地しており、毎年、各種イベントが開催されているところであります。特に、田瀬ダムでは全国規模のボート大会が開催されるなど、観光やレジャーでの交通量が増大してきており、観光振興を支援する重要な路線となっております。</p> <p>しかしながら、田瀬ダム堰堤付近は、曲折、幅員の狭小箇所など整備を要する区間が存在し、安全、安心な道路交通を確保する上で重要な課題となっております。</p> <p>つきましては、道路利用者の安全確保のため、田瀬ダム堰堤から西側約600mと東側1,300mの改良整備促進について要望いたします。</p>	<p>田瀬ダム堰堤前後の区間については、幅員が狭く、急カーブがあり、道路利用者の安全確保上の課題がある区間と認識していますが、急峻な法面とダム湖に挟まれた厳しい地形条件となっており、抜本的な改良には長期的かつ安定的な予算の確保が必要となることから、早期の事業化は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向を見極めながら総合的に判断していきます。</p> <p>なお、当面の対応として、田瀬ダム堰堤東側のすれ違いが困難な箇所の一部においては、令和3年度に側溝設置により、待避スペースを確保したところ です。</p> <p>また、安全、安心な道路交通を確保するため、同路線の花巻市田瀬地区については、法面の落石対策等を実施することとしており、令和2年度に測量調査が完了し、令和4年度は法面の設計に着手しました。</p> <p>引き続き、安全、安心な道路通行の確保に努めていきます。(C)</p>	県南広域振興局	土木部	C : 1
8月23日	10 一般県道の整備促進について (3) 一般県道石鳥谷大	<p>本路線は、国道4号と大迫地域を結び、地域の交流や連携及び産業経済の活性化を支える重要な路線であります。また、朝夕の通勤通学時間帯に主要道路を迂回する車両、特に大型車両</p>	<p>歩道整備については、県内各地から多くの要望があり、必要性、緊急性等を考慮しながら整備を進めている状況です。</p>	県南広域振興局	土木部	C : 1

	<p>迫線の歩道整備促進について</p>	<p>による交通量が増大傾向にあります。沿線には人家が多く、近隣には保育園や小学校が位置するなど、通勤通学路として利用されておりますことから、歩行者等の交通安全対策が重要な課題となっております。</p> <p>つきましては、道路利用者の安全確保のため、歩道整備について早期着手されるよう要望いたします。</p>	<p>要望の箇所については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>			
8月23日	<p>10 一般県道の整備促進について (4) 一般県道花巻停車場花巻温泉郷線の延伸整備について</p>	<p>本路線は、花巻駅を起点とし、台温泉までの延長約10kmの道路であり、花巻温泉郷を訪れる多くの観光客が利用しております。台温泉は、温泉旅館、自炊旅館、日帰り温泉が点在する歴史ある温泉街で、その利用者は宿泊客、日帰り客合わせて年間約60,000人にもなります。台温泉利用客や周辺住民にとっては本路線以外にアクセス道路が無く、観光面のみならず、生活道路としても非常に重要な道路となっております。</p> <p>しかしながら、本路線は、急峻な自然斜面に囲まれ、並行して台川が流れ、上流には台川ダムがあります。そのため、近年、全国的に頻発している集中豪雨などが発生した場合、斜面崩壊や地滑り、洪水や土砂の氾濫、流木の集積などにより道路が寸断されることが懸念されております。さらに、当該地区には迂回路がないことから、このような災害時においては、台温泉利</p>	<p>要望の区間は、平成27年度に一般県道花巻停車場線と一般県道花巻温泉郷線の2路線を統合し、一般県道花巻停車場花巻温泉郷線として新規路線認定する際に、道路の現状が無いことから除外した区間であり、周辺地域における大きな環境の変化が見受けられないことや、地形が厳しく、整備には多額の事業費が見込まれることなどから、早期の整備は難しい状況です。(C)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C : 1</p>

		<p>用客や周辺住民の孤立化が危惧されております。</p> <p>つきましては、災害に強い広域道路ネットワークの構築のため、本路線を主要地方道花巻大曲線まで延伸整備していただきますよう要望いたします。</p>				
8月23日	1 1 自転車道の整備促進について	<p>自転車は、近年、全国的なサイクリングブームにより、住民の健康増進や観光振興、環境への負荷軽減等にも貢献する乗り物として、その価値が改めて見直されております。</p> <p>当市においても、県の地域経営推進費を活用したサイクルツアーモデル事業の実施や「自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会」に加入し、情報交換を行いながら自転車文化の普及促進を図っているところではありますが、更なる自転車活用を図るため下記のとおり要望いたします。</p> <p>一般県道遠野東和自転車道線の整備促進について</p> <p>本路線は、遠野市土淵町伝承園から宮守町を經由し、花巻市東和町田瀬に至る延長29.8kmで計画された自転車道であり、平成12年4月の一部共用開始以降、サイクリングや散策等に利用されておりますが、柏木平地区から田瀬地区への一部区間が未整備となっております。</p> <p>つきましては、遠野市宮守町柏木平から花巻市東和町田瀬までの3.3km（遠野市宮守町分2.5km、花巻市東和町分</p>	<p>一般県道遠野東和自転車道線については、平成4年度に事業着手し、延長約30kmのうち、約27kmを平成17年度までに供用しています。</p> <p>要望の区間については、地形が急峻で、事業費が大きいと見込まれ、整備は困難な状況ですが、整備済み区間の利用者の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら、総合的に検討していきます。（C）</p>	県南広域振興局	土木部	C : 1

		0.8km) の未整備区間について、早期の整備再開を要望いたします。				
8月23日	12 北上川の河川改修について (1) 北上川新堀地区の治水対策の早期着手について	<p>平成14年7月に発生した大雨は、市内全域で168戸が床上、床下浸水するなどの大きな被害をもたらしました。</p> <p>その後、国土交通省のご尽力により、北上川右岸の石鳥谷築堤工事が完成するなど、市内における改修事業が着実に推進されていることに対し、深く感謝いたしております。</p> <p>しかしながら、平成19年9月の大雨では、家屋の床上・床下浸水のほか、農地が冠水するなど甚大な被害が発生し、平成29年9月の大雨による洪水でも農地冠水が発生するなど、近年、被害が頻発する中、市内には未だ無堤区間が多く残っており、降雨期の増水による河岸決壊や無堤箇所での浸水が懸念され、地域住民に大きな不安を与えている状況にあります。</p> <p>つきましては、住民に対し安全で安心な地域づくりのため、国に対し、河川改修事業の促進を要請していただきますよう要望いたします。</p> <p>(1) 北上川新堀地区の治水対策の早期着手について</p> <p>一級河川北上川の石鳥谷大橋から上下流の左岸約3.0km区間について、輪中堤整備等による早期の事業着手を国へ要請していただきますよう要望いたします。</p>	<p>無堤区間が多い北上川中流部（紫波町～奥州市）においては、平成14年7月洪水及び平成19年9月洪水に伴い、家屋の床上浸水等の甚大な被害を受けています。</p> <p>国では、北上川中流部治水対策事業として、家屋浸水被害が発生した無堤地区等の整備を重点的に実施しており、「新堀地区」については、洪水被害の状況、今後の土地利用状況や他地区の整備状況、流域治水の取組状況等を総合的に勘案しつつ、検討すると聞いています。</p> <p>北上川の治水対策は県としても重要な課題であり、整備促進に向け国に働きかけていきます。(B)</p>	県南広域振興局	土木部	B : 1

8月23日	1 2 北上川の河川改修について (2) 北上川八重畑地区の治水対策の早期着手について	(2) 北上川八重畑地区の治水対策の早期着手について 一級河川北上川の東雲(しのめ)橋付近から下流の左岸約2.6km区間について、輪中堤整備等による早期の事業着手を国へ要請していただきますよう要望いたします。	無堤区間が多い北上川中流部(紫波町～奥州市)においては、平成14年7月洪水及び平成19年9月洪水に伴い、家屋の床上浸水等の甚大な被害を受けています。 国では、北上川中流部治水対策事業として、家屋浸水被害が発生した無堤地区等の整備を重点的に実施しており、「八重幡地区」については、洪水被害の状況、今後の土地利用状況や他地区の整備状況、流域治水の取組状況等を総合的に勘案しつつ、検討すると聞いています。 北上川の治水対策は県としても重要な課題であり、整備促進に向け国に働きかけていきます。(B)	県南広域振興局	土木部	B : 1
8月23日	1 2 北上川の河川改修について (3) 北上川八幡地区の堤防整備の早期着手について	(3) 北上川八幡地区の堤防整備の早期着手について 一級河川北上川の井戸(いど)向(むかい)橋付近から下流の右岸約3.0km区間について、早期の堤防整備を国へ要請していただきますよう要望いたします。	無堤区間が多い北上川中流部(紫波町～奥州市)においては、平成14年7月洪水及び平成19年9月洪水に伴い、家屋の床上浸水等の甚大な被害を受けています。 国では、北上川中流部治水対策事業として、家屋浸水被害が発生した無堤地区等の整備を重点的に実施しており、「八幡地区」の上流部においては、平成23年度に家屋浸水被害対策として築堤(輪中堤)の整備が完了しています。「八幡地区」の下流部については、洪水被害の状況、今後の土地利用の状況や他地区の整備状況、流域治水の方向性等を総合的に勘案しつつ、検討すると聞いています。	県南広域振興局	土木部	B : 1

			北上川の治水対策は県としても重要な課題であり、整備促進に向け国に働きかけていきます。(B)			
8月23日	1 2 北上川の河川改修について (4) 北上川宮野目地区の堤防整備の早期着手について	(4) 北上川宮野目地区の堤防整備の早期着手について 一級河川北上川の東北横断自動車道釜石秋田線北上川橋付近から下流の右岸約2.0km区間について、早期の堤防整備を国へ要請していただきますようお願いいたします。	無堤区間が多い北上川中流部(紫波町～奥州市)においては、平成14年7月洪水及び平成19年9月洪水に伴い、家屋の床上浸水等の甚大な被害を受けています。 国では、北上川中流部治水対策事業として、家屋浸水被害が発生した無堤地区等の整備を重点的に実施しており、「宮野目地区」については、洪水被害の状況、今後の土地利用状況や他地区の整備状況、流域治水の方向性等を総合的に勘案しつつ、検討すると聞いています。 北上川の治水対策は県としても重要な課題であり、整備促進に向け国に働きかけていきます。(B)	県南広域振興局	土木部	B : 1
8月23日	1 2 北上川の河川改修について (5) 北上川外台地区の堤防整備の延伸について	(5) 北上川外台地区の堤防整備の延伸について 一級河川北上川と一級河川豊沢川との合流点より下流右岸側は、平成15年度事業において延長0.6kmの堤防が整備されましたが、その下流側は、現在も無堤防区間となっていることから、さらに約1.2kmの堤防整備を国へ要請していただきますようお願いいたします。	無堤区間が多い北上川中流部(紫波町～奥州市)においては、平成14年7月洪水及び平成19年9月洪水に伴い、家屋の床上浸水等の甚大な被害を受けています。 国では、北上川中流部治水対策事業として、家屋浸水被害が発生した無堤地区等の整備を重点的に実施しており、「外台地区」については、洪水被害の状況、今後の土地利用状況や他地区の整備状況、流域治水の方向性等を総合的に勘案しつつ、検討すると聞いています。	県南広域振興局	土木部	B : 1

			北上川の治水対策は県としても重要な課題であり、整備促進に向け国に働きかけていきます。(B)			
8月23日	13 北上川水系猿ヶ石川の東和町地内の河川改修の促進について	<p>猿ヶ石川右岸の東和町安俵地区と同左岸の南成島地区は無堤防区間であり、近年、全国各地で記録的な豪雨による水害が頻発していることから、支流中小河川との合流点においては水位が上昇し農地等の冠水被害が懸念されております。</p> <p>つきましては、安俵地区(矢崎橋付近から上流右岸約1.0km)及び南成島地区(毘沙門橋付近から上流左岸約0.5km)の無堤防区間について、堤防等による河川改修の早期着手について、国へ要請していただきますようお願いいたします。</p>	<p>無堤防区間が多い北上川中流部(紫波町～奥州市)においては、平成14年7月洪水及び平成19年9月洪水に伴い、家屋の床上浸水等の甚大な被害を受けています。</p> <p>国では、北上川中流部治水対策事業として、家屋浸水被害が発生した無堤防地区等の整備を重点的に実施しており、「猿ヶ石川の東和町地内(安俵地区、南成島地区)」については、洪水被害の状況、今後の土地利用状況や他地区の整備状況、流域治水の方向性等を総合的に勘案しつつ、検討すると聞いています。</p> <p>北上川の治水対策は県としても重要な課題であり、整備促進に向け国に働きかけていきます。(B)</p>	県南広域振興局	土木部	B : 1
8月23日	14 県管理河川の改修整備促進について (1) 滝川の河川改修整備の早期着手について	<p>近年の台風や豪雨を原因とする家屋の床上・床下浸水や農地の冠水などの被害については、地域住民が大きな不安を抱えているほか、災害に強い河川への改修を求める要望が多く寄せられているところであります。突発的、多発的に発生する浸水被害を軽減するためには、築堤工事や護岸整備といった中長期的な事業のほか、樹木伐採や河道掘削等、それぞれの地域に即した緊急的な対策が必要であり、当市においても河道内の樹木伐採、河道掘削等を</p>	<p>県内の河川改修事業については、近年の洪水により家屋の浸水被害が発生した箇所を優先的に進めています。御要望の箇所については、平成29年9月洪水において田畑の浸水被害があったものの、家屋の浸水被害がなかったことから、周辺の土地利用状況やほ場整備事業の計画内容も踏まえて、県全体の治水対策の中で緊急性、重要性を勘案しながら事業化について検討していきます。</p>	県南広域振興局	土木部	C : 1

		<p>実施していただいていることに深く感謝しております。</p> <p>引き続き、河川の氾濫や浸水等による被害を未然に防止し、災害に強いまちづくりを推進するため、県管理河川の改修整備促進について要望いたします。</p> <p>(1) 滝川の河川改修整備の早期着手について</p> <p>東和町砂子地区を流れる一級河川滝川は、北上川水系毒沢川の支流であり、毒沢川合流部からの約1.1kmは河川改修が終了しているものの、上流部の1.7km区間は未改修のため出水により河岸が被災し、部分的・点的に災害復旧事業で被災箇所を復旧している状況です。また、近年の局地的な豪雨による出水時は河川断面が小さいことから、溢水して農地に冠水被害を及ぼすなど河川改修整備が必要であります。</p> <p>つきましては、未改修区間の河川改修整備について、早期に計画に掲載し事業着手されるよう要望いたします。</p>	<p>また、河川巡視等により河川の状況把握を行い、緊急性などを考慮しながら河道掘削や立ち木伐採を実施し、今後とも適切な維持管理に努めていきます。(C)</p>			
8月23日	<p>14 県管理河川の改修整備促進について</p> <p>(2) 県管理河川における河道内の樹木伐採・</p>	<p>(2) 県管理河川における河道内の樹木伐採・河道掘削について</p> <p>県管理河川における河道内の樹木伐採・河道掘削の必要な箇所について、引き続き事業を実施し、河道内の断面不足の解消を速やかに講じるよう要望いたします。</p>	<p>河道掘削及び立ち木伐採については年次計画を策定の上、緊急性や重要性を勘案しながら計画的・継続的に取り組んできたところです。</p> <p>平成30年度から国が進めている「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」、令和2年度から「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速</p>	県南広域振興局	土木部	A : 1

	河道掘削について		<p>化対策」による国費も活用しながら進捗を図っています。</p> <p>令和元年度は豊沢川はじめ3河川、令和2年度は稗貫川はじめ5河川、令和3年度は豊沢川はじめ5河川において実施してきました。</p> <p>令和4年度は豊沢川はじめ5河川で河道掘削及び立ち木伐採を実施しています。</p> <p>今後とも現地の状況を確認しながら、河川の適切な維持管理に努めていきます。(A)</p>			
8月23日	1.5 在宅超重症児(者)等短期入所受入体制支援事業における対象者拡充と受入体制の充実について	<p>医療的ケアを必要とする在宅の重症児(者)とその家族を支援するため「岩手県在宅超重症児(者)等短期入所受入体制支援事業」が平成29年10月1日から始まり、本市においても「花巻市在宅超重症児(者)等短期入所受入体制支援事業実施要綱」を定め支援体制を整備したところであります。</p> <p>当該事業は県の実施要綱第2の別表第1における判定スコアの合計が25点以上の場合を超重症児(者)、10点以上25点未満の場合を準超重症児(者)と定義し、短期入所支援に係る事業所への補助金を県と市町村がそれぞれ1/2を負担するものですが、判定スコアが10点未満でも経管栄養や胃ろう、吸引、導尿などの医療的ケアが必要な障がい児(者)に関しても、家族の負担感は変わらないにも関わらず、当該事業の該当から除外されております。</p>	<p>「岩手県在宅超重症児(者)等短期入所受入体制支援事業」は、超重症児(者)等を対象とした障害福祉サービスの介護給付費と入院時における診療報酬との差が大きいことから、この差に相当する金額を市町村を通じて事業所に補助することにより、特に濃密な医療的ケアが必要な超重症児(者)等の在宅でのケア負担の軽減を図ることを目的に創設した事業です。</p> <p>一方で、超重症児(者)等の判定スコアに及ばない医療的ケア児の診療報酬については、重症児受入体制加算の対象外となり、介護給付費と比較して差が小さいと考えられるため、差額相当額の上乗せによる事業所への経済的なインセンティブを通じた短期入所受入の促進という制度の主旨から、対象者の拡大についてはなお慎重な検討が必要であると考えます。</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	C:1

		<p>また知的障がいと身体障がいを併せもつ「重症心身障がい児」に関して、当該事業の該当から除外されている状況であります。介護の負担が大きい「重症心身障がい児」も本制度の対象とするとともに、短期入所の受入体制の充実が図られるよう要望いたします。</p>	<p>また、重症心身障がい児については、医療的ケアを要しない場合、介護給付費と診療報酬との差が生じないため、本事業の趣旨から同様に対象とすることには、慎重な検討が必要であると考えます。</p> <p>なお、県では、医療的ケア児の短期入所に対応できる受入施設を拡大するため、国に対し、障害福祉サービスの報酬単価を入院時の診療報酬単価相当額に引き上げるよう、併せて重症心身障がい児を受け入れる施設に対する報酬を引き上げるよう要望を行っており、令和3年度の報酬改定では、短期入所事業所が医療的ケア児等の受入れ体制を強化した場合に報酬上評価するなどの措置が講じられているところです。</p> <p>今後とも、医療的ケア児等の短期入所の受入体制の充実が着実に図られるよう、引き続き国に対し、報酬単価の引上げについて要望していきます。</p> <p>また、県では引き続き、医療的ケア児等とその家族や、医療機関、施設・事業所等の実態把握に努め、具体的な支援方策を検討していきます。（C）</p>			
8月23日	1665歳以上の高齢障がい者が障害福祉サービスに相当する介護	改正障害者総合支援法施行に伴い、同法施行令及び同法施行規則が平成30年4月1日に改正され、65歳に至るまで長期間にわたり障がい福祉サービスを利用してきた高齢障がい者に対し、介護保険サービスの利用者負担を軽減	本県において、令和元年5月に新高額障害福祉サービス等給付費に係る市町村の運用状況を調査したところ、制度対象者の把握に至っていない市町村があったことから、令和元年6月に各市町村に対して、制度の周知等につい	県南広域振興局	保健福祉環境部	B : 1

	<p>保険サービスを利用する場合の利用者負担軽減について</p>	<p>(償還)する仕組み(新高額障害福祉サービス等給付費)が創設されましたが、その対象者の要件は、次の全ての要件を満たすものとされています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 65歳前5年間引き続き障がい福祉サービスを利用 2 障がい福祉サービス相当の介護保険サービスを利用 3 障がい支援区分2以上であった 4 非課税世帯・生活保護世帯 5 65歳前に介護保険サービスを利用していない <p>しかし、上記要件をすべて満たす高齢障がい者は一部に限られ、介護保険サービスの利用者負担が新たに生じることから、障がい福祉サービスから介護保険サービスへの円滑な移行が困難となっています。</p> <p>つきましては、全ての高齢障がい者が介護保険サービスに移行するにあたり利用者負担が軽減されるよう国へ要請していただきますよう要望いたします。</p>	<p>て通知するとともに、岩手県介護支援専門員協会に対して、対象者の利用申請への協力を依頼しております。</p> <p>本制度については、高齢障がい者の障がい福祉サービスから介護サービスへの円滑な移行を目的とするものですが、一方で、介護保険サービスを利用する一般高齢者との公平性等に留意する必要がありますので、市町村や関係団体等の意見も参考にしながら、制度改正について国への働きかけを検討していきたいと考えています。(B)</p>			
8月23日	17 地域生活支援拠点等の整備について	<p>国においては、令和2年に「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を改定し、令和5年度末までの間、障がい者の高齢化・重度化・家族支援が受けられなくなった場合を見据え、障がい児・者の地域生活支援を推進する「地域生活支援拠点等」について、各市町村又は圏域に少なくとも一</p>	<p>県では岩手県障がい者プランにおいて、障がい者一人ひとりが、地域の人たちと支え合う仲間として、いきいきと暮らすことができるよう障がい者が安心して生活できる環境の整備を進めることとしており、地域生活支援の機能をさらに強化する地域生活拠点の整備は重要と考えています。</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	B : 2

		<p>つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを義務付けております。</p> <p>しかし、令和3年4月時点での地域生活支援拠点等の全国の整備状況は、全国自治体数1,741市町村に対し、921市町村で整備され、整備率は52.9%と低い状況にあります。</p> <p>この背景には、サービス機能の連携強化や新たな支援体制の構築が必要かつ重要であるにもかかわらず、それらを推進するための人的経費や整備にかかる財源が確保されていないことが大きな要因となっています。</p> <p>当市においては、国の指針に基づき地域生活支援拠点等の体制整備を進め、令和4年3月から事業を開始しております。</p> <p>当市の令和4年度の地域生活支援拠点に係る予算措置は、38,153千円であり、特定財源として国県の補助金を見込んでいるものの運営経費のほとんどが一般財源等の市の財源となっております。</p> <p>整備の推進と今後の運営に係る財源としては、国の地域生活支援事業の「地域移行のための安心生活支援」の活用が可能となっておりますが、その対象は緊急時や体験のための居室確保や地域生活移行のためのコーディネーターの配置に限られており、運営に係る人件費、緊急時の受け入れに係る体制整備のための経費、管理や運営のた</p>	<p>緊急一時的な宿泊等に係る居室確保や、相談体制の整備に係る経費については、国の地域生活支援事業のうち「地域移行のための安心生活支援」の活用が可能とされていることから、県では、地域生活支援事業を活用した支援の充実が図られるよう、その十分な財政措置について令和4年6月に厚生労働省に要望を行ったところであり、今後も機会を捉えて国に対して要望していきます。(B)</p> <p>また、県では、地域生活支援拠点の整備に向け、市町村への情報提供のほか、新たに地域生活支援拠点として施設を整備する法人に対しては、国庫補助を活用し施設整備補助を行うこととしており、今後も整備促進に向けた支援に努めていきます。(B)</p>			
--	--	--	--	--	--	--

めのシステム経費等は対象になっておりません。また、補助対象経費の1/2以内の補助となっておりますが、昨年度は圧縮率65.5%と国の予算内での交付となるため、満額支給されていません。加えて、地域生活支援拠点等の機能の一つである「相談支援」については、今まで基幹相談支援センターを中心として市内8か所の相談支援事業所との連携により支援してまいりましたが、増加する相談業務に対応するために、人的経費の他、多くの経費を投入し現在に至っている状況であり、国の支援として普通交付税措置されているとはいえ、支出が増大する中で現状において用意されている補助金のみでは、今後の地域生活支援拠点等の持続的な運営に支障をきたすことも予想されます。

つきましては、今後、家族支援が受けられなくなった場合等、さらに必要性が高くなる地域生活支援拠点等の整備について、国が示す指針に基づき整備し、持続的に運営するためには財源確保等が喫緊の課題であることから下記のとおり要望いたします。

- (1) 地域生活支援拠点等の整備促進及び持続的な運営のため、国において新たな補助金制度を創設すること。また、現在の地域生活支援事業の補助対象を拡充するとともに、満額の支給とし十分な財政措

		<p>置を講じるよう国へ要請していただきますよう要望いたします。</p> <p>(2) 岩手県におかれましても、地域生活支援拠点等の整備及び持続可能な運営を支援する新たな補助金制度を創設するとともに、他自治体の先進的な取組等に関する情報提供や関係機関との意見交換会の開催について検討いただきますよう要望いたします。</p>				
8月23日	18 国民健康保険に対する財政支援について	<p>東日本大震災津波の影響により、国保保険者の財政状況が悪化したことから、平成24年度から、一定の基準に該当する場合、医療費の増加に伴う医療給付費の負担増に対する特定被災区域の保険者（市町村）への財政支援として、国の特別調整交付金が交付されているところです。</p> <p>被災者の生活再建は道半ばであり、引き続き支援していく必要がありますが、市町村国保の財政状況は依然として厳しい状況にあります。</p> <p>つきましては、今年度以降も引き続き、東日本大震災による医療費の増加に伴う医療給付費の負担増に対する財政支援を実施するよう、国へ要請していただきますよう要望いたします。</p>	<p>県では、被災した市町村の国保財政について、医療費増加等により依然として厳しい状況であると認識しており、このため、調整交付金の増額や国費による補填など国による十分な財政支援を講じるよう、県の令和5年度政府予算提言・要望において要望を行ったところです。今後も機会を捉えて国に対して要望していきます。（A）</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	A : 1
8月23日	19 早池峰山登山者受け入れに係る安全確保	<p>早池峰山の登山者数は平成27年度には15,767人でありましたが、平成28年5月に発生した河原の坊登山道の崩落や新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込み、令和3年度では10,228</p>	<p>(1) 小田越ルート（小田越登山口→山頂）</p> <p>小田越登山口周辺のトイレについては、河原の坊登山道が崩落して以降、仮設トイレを4基から6基に増設して</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	B : 3

	<p>と環境保全について</p>	<p>人となっております。河原の坊登山道は早池峰山の主要登山道であり、崩落前は登山者の約半数が河原の坊登山口から登山していましたが、閉鎖後はほとんどの方が小田越登山口を利用している状況です。小田越登山口は河原の坊登山口と違い、駐車場やトイレがなく、登山者は河原の坊登山口から30分ほど歩き小田越登山口から登山せざるを得ないことから、小田越登山口にトイレの設置が求められております。</p> <p>また、登山者の安全確保と登山道外歩行から高山植物を保護するために設置されているロープや案内表示等の老朽化が進んでおり、更新が必要な状況となっております。</p> <p>これらのことから下記の項目について要望いたします。</p> <p>(1) 小田越ルート（小田越登山口→山頂）</p> <p>小田越登山口周辺には常設のトイレがないことから、自然環境に配慮したバイオトイレの整備を行うこと。また、登山者がコースから外れて高山植物等に影響を与える懸念があることから、登山者がコースから外れないように経年劣化したロープの更新などを行うこと。</p> <p>(2) 縦走ルート（早池峰山→中岳→鶏頭山）</p> <p>縦走ルートは、早池峰山登山コースで一番延長が長く、これまで利用者が少なかったことからコースが荒れてい</p>	<p>対応しており、現時点では、利用者等からの苦情やバイオトイレの設置を求める意見は把握しておりませんが、今後、必要に応じ、費用対効果を含めて、貴市と意見交換しながら、検討していきます。（B）</p> <p>登山道におけるロープなど、経年劣化による軽微な修繕については、自然保護管理員に資材を提供し、日頃の巡視活動の中で対応しているところですので、必要の都度、貴市と連携して対応していきます。（B）</p> <p>(2) 縦走ルート（早池峰山→中岳→鶏頭山）</p> <p>縦走ルートの管理については、貴市が所管する登山道となっておりますので、案内表示等の施設整備を検討される場合は御相談いただきますようお願いいたします。（B）</p>			
--	------------------	---	--	--	--	--

		るほか、案内表示や番号札の更新が行われておらず、ところどころ棄損や欠損していることから、登山者の安全確保のため経年劣化したロープや案内表示等の更新などを行うこと。				
8月23日	20 日本語指導担当教員の配置について	<p>日本に定住する外国人世帯の増加により小・中学校での在学を希望する外国人児童生徒が増加傾向となっており、教員等との意思疎通が十分にできず、学校生活に適應できない児童生徒への対応が求められております。花巻市においては、当該児童生徒に対し、日本語指導及び学校生活支援のため、独自に講師派遣を行い対応しているところですが、外国人生徒が扱う言語は英語、中国語、タガログ語など多様であり、対応できる指導講師の確保について困難を極めております。</p> <p>つきましては、外国人児童生徒の実態に応じた教育の充実を図るため、県におかれましては、日本語指導担当教員の計画的・安定的な配置がなされるよう体制の構築を要望いたします。</p>	<p>外国人児童生徒等教育に必要な教員の配置については、加配を必要とする学校等の状況を精査した上で毎年国へ加配を要望し、配置しているところであります。</p> <p>平成29年度から義務標準法の一部が改正され、外国人児童生徒等教育については、10年をかけて、日本語指導担当教員が基礎定数化されることとなり、指導が必要な児童生徒18人に対し、担当教員1人が定数措置されることとなりました。また、本県のような散在地域（児童生徒が18人に満たない地域）への対応のための加配が一定数措置されています。</p> <p>この改正を受け、本県におきましては、今年度は基礎定数化分と加配措置分を合わせて5名の教員を県内の小・中学校に配置していますが、外国人児童生徒の在籍等、各市町村の状況を踏まえながら、引き続き加配措置を国に要望してまいります。（B）</p>	県南広域振興局	中部教育事務所	B : 1
8月23日	21 部活動指導体制の環境を整備するための財政措置の	学校教育法施行規則が改正され、中・高等学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（教育課程外）に係る技術的な指導に従事する部活動指導員が新たに位置づけられま	県では、部活動指導の質的な向上及び教職員の負担軽減の取組のひとつとして「部活動指導員」の配置を推進してまいります。	県南広域振興局	中部教育事務所	B : 1

	<p>継続について</p>	<p>した。この改正により、部活動指導員は部活動の指導、顧問、単独での引率を行うことが可能になるなど、部活動指導体制が充実しました。</p> <p>花巻市教育委員会が令和2年度に実施した調査によると、中学校教員においてはその時間外勤務の約18パーセントが部活動指導によるものであり、平成30年度以降、年々減少傾向にあるものの、依然として大きな負担となっていることから、負担軽減はもちろんのこと、生徒へのきめ細やかな指導が期待されているところです。</p> <p>花巻市においては、国県補助制度を活用しながら市内全中学校に指導員を配置して部活動指導の充実と教員の負担軽減を図ることとしておりますが、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、令和2年度から指導員の身分が会計年度任用職員に移行され、部活動指導員の期末手当が補助対象経費となったものの、大会等に引率する際の旅費については補助対象経費に含まれていないところです。</p> <p>つきましては、教員の負担軽減及び部活動指導体制の充実を図るため、部活動指導員が大会等に引率する際の旅費についても補助対象経費とし、部活動指導員配置の補助制度を継続していただきますよう国へ要請いただきますよう要望いたします。</p>	<p>令和2年度からは、広域的に人材確保をするための交通費の支援が拡充されたことに加え、部活動指導員の身分が会計年度任用職員に移行したことに伴い、期末手当についても補助対象経費となったところです。</p> <p>なお、令和4年6月に国に対して要望を実施しているところであり、引き続き国に対し「部活動指導員」の配置の拡充及び引率旅費を国庫補助対象とするよう、要望していきます。(B)</p>			
--	---------------	--	--	--	--	--

8月23日	2.2 保育士の処遇改善について	<p>本市においては、保育所等の待機児童が毎年発生しており、保育利用希望者に対する施設の利用定員数は充足しているものの、保育人材の不足により、施設によっては利用定員数まで児童を受け入れることが困難な状況にあることが要因であると捉えております。</p> <p>このことから本市では、奨学金返済者への助成や保育士の復職支援、令和3年12月から開始した新卒保育士に対する就職支援金貸付を本格的に実施するほか、家賃補助の補助上限額や補助率の拡充など、保育士確保のための事業に継続的に取り組んでおりますが、市内の私立保育施設においては必要な保育士数の採用には至っていない状況にあります。</p> <p>保育士養成機関の関係者からは、コロナ禍にあって新卒保育士の就職が地元志向の傾向にあると伺っておりますが、給与水準が高く福利厚生も充実している関東方面の保育施設に就職される方も相当数あり、県内の保育士の賃金が全国に比べ低い状況にある中、保育士の確保は依然厳しい状況にあります。</p> <p>つきましては、人材不足の解消を図り、保育の質の向上につなげるため、公定価格の引き上げなど、特に地方の保育士の処遇改善に向けた取り組みを行っていただきますよう要望いたします。</p>	<p>県では、保育士の技能や経験に応じた保育士等の処遇改善の取組が進められるよう、受講が処遇改善加算Ⅱの加算要件とされる保育士等キャリアアップ研修を実施し、保育士の処遇改善の取組を支援しています。</p> <p>また、保育士等の処遇改善については、令和4年2月から9月までの間、保育士等の収入を3%程度引き上げる補助を行ったところですが、令和4年10月以降は公定価格において措置が講じられる見込みです。</p> <p>保育士の待遇改善が図られてきているものの、依然として保育士の確保が必要な状況であることから、国に対し、抜本的な保育士確保施策を講じるよう、令和4年6月に実施した政府予算要望において要望を行ったところであります。</p> <p>今後も機会を捉えて国に対して要望してまいります。(B)</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	B:1
-------	------------------	---	---	---------	---------	-----

8月23日	<p>23 県立高等学校のあり方について</p> <p>(1) 県立高等学校の再編について</p>	<p>「新たな県立高等学校再編計画（前期計画）」が平成28年3月29日に策定され、当市に設置されている県立高等学校のうち、大迫高等学校につきましては1学級校として存続することをお認めいただき、また、花巻南高等学校、花北青雲高等学校については、学級減等の対象となっておりますが、いずれも実施が見送られたところがあります。さらに、昨年5月24日に公表された令和3年度から令和7年度までを計画期間とする後期計画においても当市に設置されている県立高等学校については、いずれも再編の対象とならなかったところであり、県立高等学校の再編に係る県教育委員会のご英断に深く感謝申し上げます。</p> <p>高等学校教育の機会均等を堅持することは、本県の将来を担う人材の育成という観点から極めて重要であり、また、地方創生への取組の推進という側面からも高等学校の存続や定員の維持は必要不可欠な要素であることから、改めて以下のとおり要望いたします。</p> <p>① 大迫高等学校につきましては、平成30年度から県教育委員会のご理解を賜り、県外からの留学生の受入れを実現し、小規模校の特性を生かした生徒一人ひとりに合わせた指導を行ってきたところですが、昨年度は、市内において大学等への進学の高割合の学校に入学希望者の集中が見られた結果、17人の入学者数に</p>	<p>貴市の大迫高校をはじめとした県立高校への各種支援等の取組に対し、感謝申し上げます。</p> <p>① 令和3年5月に策定した「新たな県立高等学校再編計画後期計画」では、教育の質の保証と機会の保障に加え、「生徒の希望する進路の実現」と「地域や地域産業を担う人づくり」を基本的な考え方としています。1学級校の存在が地方創生の推進に重要な役割を果たしている地域では、自治体と連携した教育活動の充実が進められている現状も踏まえ、後期計画期間中において一定の入学者のいる1学級校を維持することとしています。</p> <p>「地域みらい留学」事業を活用し、地域の支援をいただきながら大迫高校で行われる県外生徒の受入れ等の取組が、同校の生徒確保に繋がるよう期待するとともに、今後の同校の志願状況等の変化を注視していきます。（B）</p> <p>② 県教育委員会では、後期計画の基本的な考え方に基づき、後期計画期間中においては、各地域の学校を規模も含めてできる限り維持するとともに、地域における学校の役割を重視した魅力ある学校づくり、及び地域産業を担う人材育成等に向けた教育環境の整備を図ることとしています。</p>	県南広域振興局	中部教育事務所	B：2
-------	---	---	---	---------	---------	-----

留まったことから、「地域みらい留学」事業の活用により、地域の方々や関係団体と連携し県外からの留学生募集に取り組むなど、大迫高等学校の魅力を情報発信したほか、生徒への支援補助の拡充をした結果、本年度は入学者数22人を確保できたところです。今後におきましても、令和2年度からの県教育委員会の「高校の魅力化促進事業」指定校として関係団体と連携し、「探求」学習の推進やICTの活用のほか、ブドウの栽培・収穫体験や、国際交流活動や神楽の伝承などに取り組むことで、学校のさらなる魅力化を図り、生徒確保に努めてまいります。

一方で、後期計画において、1学年1学級の学校については、入学者数が2年連続で20人以下となった場合には、原則として、翌年度から募集停止とし、統合に向けた協議を行うこととされています。また、再編の方向として、1学級校については、できる限り維持しつつ、入学者の状況や地域の実情等を踏まえながら、その在り方を検討するとされています。仮に入学者数が2年連続で20人以下となった場合でも、広い大迫地域で、他地域への通学が困難な生徒がいる状況には変わらないことも踏まえ、原則にとらわれることなく地域への十分な説明や実情等の意見聴取に努めながら、慎重なご対

また、各地域の実情や全県的な学校配置のバランスを重視し、盛岡ブロックにおける大規模校の統合や、地域の産業教育の拠点となる専門高校等の整備などを進めており、令和4年度から全県展開している「いわて高校魅力化・ふるさと創生推進事業」等の県教育委員会による施策の推進と併せながら、教育環境の充実に取り組んでいきます。（B）

		<p>応とより一層のご指導を賜りますようお願いいたします。</p> <p>② 県立高等学校につきましては、統合や学級減のみを進めるのではなく、工業、農業、商業等の地域の産業を支える人材の確保のため、専門高校における産業教育を一層充実させる必要があると考えております。また、普通高校について、盛岡の高校に他市町村からの生徒が流出していく状況を改善し、それぞれの地域で教育の機会を保障することが必要と考えておりますことから、進路の選択肢の拡大や地域について学ぶカリキュラムの構築など、それぞれの高校の魅力を高める施策の充実を要望いたします。</p>				
8月23日	<p>23 県立高等学校のあり方について</p> <p>(2) 県立の併設型中高一貫教育校の新設について</p>	<p>併設型中高一貫教育校につきましては、次世代のリーダーとして、将来の岩手県に貢献できる人材の育成を目指し、平成21年4月に県立一関第一高等学校で導入されたところであり、令和4年度の入学志願倍率も附属中学校が1.93倍、高等学校が1.07倍と順調に推移しているものと推察いたします。また、同校においては、異年齢間の協働を基盤とした中高一貫教育による段階的な探究活動と科学技術人材の育成に力を入れるなど、6年間にわたる一貫した取組により、毎年、難関大学や医学部医学科への進学者を輩出しており、本年度においても東京大学4人、</p>	<p>花巻北高等学校においては、将来のリーダーにふさわしい知性、感性、品性の涵養や、生徒の進路実現・自己実現に向けた進路指導の充実等を図るきめ細かな教育活動を行っており、難関大学や医学部等への進学実績も残していることと承知しています。</p> <p>県内における併設型中高一貫教育校の設置については、平成21年度に一関第一高等学校附属中学校及び一関第一高等学校を設置しています。</p> <p>これまでに、今回の花巻市の要望と同様に、県内の他の自治体からも設置の要望もいただいているところですが、その必要性については、一関第一</p>	県南広域振興局	中部教育事務所	C : 1

京都大学4人を含む難関大学に25人、医学部医学科に18人が合格するなど、次世代のリーダー足り得る人材の育成が着実に推進されている状況にあり、進学を目指す次世代の生徒・保護者のため、ぜひとも県内でその成果を拡充していくべき時期になっていると考えます。

花巻市内の進学校である花巻北高等学校は、令和4年度の市外からの進学者数が68人で、大学進学を希望する生徒にとって中部地域における拠点校となっており、花巻市の姉妹都市であるアメリカ合衆国ホットスプリング市に立地し、STEAM教育を導入しているASMA（アーカンソー数理芸術大学校）との交流など、グローバルな視野を持って新しい教育内容にも意欲的に取り組んでおります。一方で、市内生徒のうち、盛岡市内の進学校に15人、一関第一高等学校へ3人、一関第一高等学校附属中学校に1人が入学しており、毎年、成績上位者の市外流出が続いている現状にあります。このことは、県内における偏差値上位校が盛岡市に集中しており、難関大学や医学部医学科進学を希望する生徒にとって盛岡市内の高校への進学が必要だとの認識があることが原因であると考えております。しかし、これらの市外進学校への通学には、花巻市の中心部からでも1時間半を要することから、盛岡市内に家族でアパートを借りるなど、

高等学校出身者の大学卒業後の進路状況等や、今後の中学校卒業予定者数の推移、中高一貫教育校を導入した際の地域の義務教育への影響等を十分に見極めたうえで、検討する必要があると考えています。

県教育委員会としては、花巻北高等学校の魅力地域へ発信していくとともに、今後とも、花巻北高等学校の生徒も含め、県立高校の生徒が希望する進路を実現できる教育環境の整備に取り組んでいきます。（C）

生徒と保護者に大きな負担が生じております。こうした状況を改善し、地元
の高校に通いながら難関大学や医学部
医学科への進学を実現させる環境をつ
くるには、すでに一定の成果を挙げて
いる一関第一高等学校と同様の併設型
中高一貫校を、交通の要衝である花巻
市に設置することが求められ、その対
象は中部地域における進学の拠点校で
ある花巻北高等学校とすべきと考えま
す。

同校は、本年度も東北大学10人（医
学科1人を含む）、岩手医科大学医学
科3人などの優れた進学実績があるほ
か、いわて学びの改革研究事業協力校
として個別最適化をキーワードにI C
Tを活用した生徒主体の学びへの転換
の取組や、岩手県版SSH探究プログ
ラム重点校として総合的な探究の時間
により課題解決力の育成に取り組んで
おります。特に、本年度から2年間で計
画されている人工衛星の打ち上げを目
指す宇宙プロジェクトでは、実施に伴
い先駆的なSTEAM教育を導入し、
広い視野と探究心を持った次代を担う
人材の育成に力を注いでおります。ま
た同校は、他の県立高に比して、校地
が広く教育環境に秀でるほか、隣の北
上市中心部を出発とする路線バスが同
校まで通っており、通学の利便性が良
いことも、同校が、大きな支障なく併
設型中高一貫校に移行できる要素と考
えます。

県教育委員会におかれましては、令和2年度から医学部進学プログラムを拡充し、県全体で一堂に会して勉強しあう体制を構築したほか、本年度からすべての県立高校において、探求プログラムを本格的に実施するなど改善に努められていると伺っております。しかし、学力の向上は各校における日々の授業の積み重ねが最も重要であり、カリキュラムの自由度を高め人的交流を図るなど、6年間に渡る一貫した取組に勝るものはないと考えます。

併設型中高一貫教育校については、県教育委員会が策定した「今後の高等学校教育の基本的方向（平成27年4月20日改訂）」において、「一関第一高校への導入の成果と課題を引き続き検証しながら、今後の方向性について検討する」とされておりますが、開校からすでに13年もの月日が経過し、すでに多くの有為な人材を輩出している同校の成果を今こそ拡大させる時期にあり、県民の多くが期待していることと考えます。花巻北高等学校への新設は、「県立中高一貫校の充実した教育を受けさせたいが、1校のみで遠く通えない。」という保護者の要望に応えるものであり、同時に企業進出の続く中部地域への移住定住者の環境整備には必要であり、地域振興に欠かせない要件でもあります。また他県においては、県全体で中高一貫校に取り組み、人材育成に成果を上げている好事例も

		<p>あるほか、大学入試においても「探究力入試」を取り入れる大学が増えており、教育の転換期に差し掛かっております。今まさに、岩手県としても併設型中高一貫校の拡大に舵をとり、進学実績と新しい教育プログラムを積極的に取り入れている花巻北高等学校を対象校として取り組むべきと考えます。意欲ある子どもたちに、より良い学習環境を提供するため、花巻北高等学校を併設型中高一貫校とすることは花巻市民も大いに期待しているところであり、実施に当たっては、進学を目的とする生徒に対するメリットを最大化するため、附属中学校から入学した生徒については、高校で持ち上がりクラスとし、6年間一貫のカリキュラムに従って学習する、いわゆる「別クラス型（中高一貫クラス）」の制度導入についても併せて検討いただくことについて、特段のご配慮をお願いいたします。</p>				
8月23日	24 特定不妊治療の現状及び県内企業等への啓発等に関する施策検討について	<p>平成30年3月に厚生労働省が公表した「不妊治療と仕事の両立に関する報告書」の内容や、具体の市民からの声を聞くと、勤務する事業所をはじめ、不妊治療の現状に対する周囲の理解や支援を求める意見が多く、本市としても、特定不妊治療を行う方々を支援するための環境整備として、事業所をはじめとした周囲の理解や支援が必要であると認識しています。</p>	(1) 県では、「いわて子育てにやさしい企業等」認証制度の認証基準に「不妊治療と仕事の両立」の支援について盛り込んだことに加え、これまで、企業に対して、国が作成した「不妊治療と仕事の両立サポートハンドブック」を、広域振興局が行う企業訪問などの際に配布しているほか、「いわて働き方改革アワード」の審査項目に	県南広域振興局	保健福祉環境部	A : 1 B : 1

		<p>岩手県においては、県内の中小企業等を対象に「いわて子育てにやさしい企業等」認証制度と、その認証に基づく公益財団法人いきいき岩手支援財団の「子育てにやさしい職場環境づくり助成金」制度があり、平成31年4月より新たに「不妊治療と仕事の両立」を支援するための認証基準が加えられたところですが、こうした環境整備をさらに加速させるために以下の取組を要望いたします。</p> <p>(1) 特定不妊治療に関する現状も含め、「いわて子育てにやさしい企業等」認証制度や「子育てにやさしい職場環境づくり助成金」について、県内企業・事業所等に対して、引き続き啓発を推進すること。</p> <p>(2) 従業員が不妊治療のために休暇を取得した場合に、当該企業等に対して助成金を交付するなど、新たな施策の検討・構築を行うこと。</p>	<p>不妊治療を含む休暇制度の規定の有無を追加するなど、企業に対する不妊治療の理解促進に努めているところです。</p> <p>今後も、企業向けセミナーや職員による企業訪問等を通じ、特定不妊治療に関する現状の理解促進や企業認証制度の普及に努めていきます。(A)</p> <p>(2) 企業に対する助成金については、国において、令和3年4月から「両立支援等助成金(不妊治療両立支援コース)」を創設しており、県においても、仕事と不妊治療の両立について、企業向けセミナーや企業訪問等により、当該助成金を周知するなど、企業への理解促進に努めていきます。</p> <p>また、県では、令和4年6月に実施した政府予算要望において、仕事と不妊治療が両立できるよう、社会的理解を促進するための啓発を行うなど、安心して不妊治療を受けられる環境の整備を強化するよう要望を行ったところです。</p> <p>今後も、企業に対する理解促進に努めるとともに、国に対して要望していきます。(B)</p>			
8月23日	25 移住支援事業における返還制	移住支援事業における移住支援金の対象者に支援金を支給した市町村は、返還が必要となった対象者に対し、国	移住支援事業の返還制度について、令和元年7月2日に発出された内閣府事務連絡において「移住支援金交付対	県南広域振興局	経営企画部	B : 1

	<p>度に係る 国・県・市 負担の公平 化について</p>	<p>と県の負担分を合わせた全額の返還請求を行い、対象者から返還を受けて県に返還することが想定されており、対象者から債権回収できない場合には、都道府県からの返還の求めにより、市町村負担分はもとより、国負担分及び場合によっては都道府県負担分を含む返還対象金額全額を市町村が負担しなければならない可能性があります。岩手県としては、各市町村の債権管理状況及び債権回収が困難と判断した事情に基づき個別に判断することとしていることから、令和2年9月に「移住支援金実施マニュアル」を策定し、一定のルールを示していただきました。</p> <p>しかしながら、依然として返還対象の5年間は、全ての移住支援金受給者の状況を常に把握する必要がある上に、返還が必要となった場合には、支給金額が多額のため対象者が返還に応じないこともあることが考えられ、市町村は訴訟による債権回収を行わざるを得ない可能性があるなど事務負担が大きく、また、債権回収できない場合は市町村負担分に加えて市町村議会の承認を経て予算措置することにより市町村一般財源によって国負担分及び場合によっては都道府県負担分を含む返還対象金額全額を返還する必要があるなど、市町村の大きな負担となる可能性もあるところであり、このような市町村の負担については容易に市町村民からの理解を得られるものではありません。</p>	<p>対象者から市町村が債権を回収できない場合」における返還については、「市町村が、地方自治法に基づき督促などの債権管理を行ったにも関わらず、債権回収ができない場合においても、国が都道府県に対して交付金の返還を求めるものではない」との方針が示されているところです。</p> <p>そのため、県としては、各市町村の債権管理状況及び債権回収が困難と判断した事情に基づき個別に判断することとしており、「移住支援金実施マニュアル」（令和2年9月策定）により、各市町村に対し、スキームを提示しているところです。（B）</p>			
--	---	--	---	--	--	--

		<p>せん。</p> <p>よって岩手県は、移住支援事業における返還制度について市町村の負担を軽減するため、例えば、対象者の所在調査の結果によっても所在が不明な場合や支払い能力が無いと認められる場合は返還を求めないなど、対象者から債権回収できない場合について、市町村のみが事務負担及び一般財源からの負担を負うことのないよう岩手県負担分の返還を求めないことを要望するとともに、居住期間に応じて移住支援金を返還させる返還制度を廃止するよう国へ要請していただきますよう要望いたします。</p>				
8月23日	26 再生可能エネルギー事業の規制に係る法整備について	<p>平成24年7月に固定価格買取制度（FIT制度）が創設されて以降、再生可能エネルギーの導入が急速に進み、なかでも、太陽光発電の導入は大幅に拡大しており、立地に伴う土砂の流出や濁水の発生、景観への影響など様々な問題が全国各地で生じております。</p> <p>本市においては、「花巻市環境基本条例」に基づき策定した「第2次花巻市環境基本計画」において、地域資源を生かした再生可能エネルギーの普及促進を明記しており、その推進に当たっては自然環境や周辺環境との調和が図られるよう考えているところでありますが、民家や市民の憩いの場として親しまれている公園の近隣地にメガソ</p>	<p>(1) 県では、太陽光発電について、事業実施に当たって地域の意見を確実に聞くよう義務付けることや、事業終了後に全ての太陽光発電設備を適正に処理し、リサイクルする仕組みを構築するなど環境や景観等に配慮したきめ細かな制度改善を行うよう国に対し要望しています。</p> <p>また、事業計画の認定や森林の開発行為に係る許可に際し、一定規模以上の発電設備を設置する事業者に対して、地域住民への事前説明とその結果の国等への報告を義務付ける法整備などを全国知事会を通じて国へ要望しています。</p> <p>(B)</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	B : 1 C : 1

ーラーが設置されるなど、関係法令に基づいた手続きや事業者から地域住民への説明は行われてはいるものの、周辺環境の悪化や景観の阻害など、地域住民の住環境への悪影響や土砂災害の発生が懸念されておりますことから、以下のとおり要望いたします。

(1) 本年4月1日に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が改正され、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「改正FIT法」という。）」が施行されましたが、改正後においても、再生可能エネルギー発電事業者の事業計画を認定する制度となっており、その認定の条件として関係法令を遵守することなどが規定されているが、関係法令においては一定の規模以上の事業を規制対象とするなど限定的であることにより、上記のような課題の抜本的な解決には至っておりません。

これに加え、環境影響評価法においては、同法施行令の一部改正により、これまで環境影響評価の対象外であった太陽光発電事業が対象事業として追加され、令和2年4月1日に施行されましたが、その規模要件は大規模なものに限定されております。さらには、国は、再生可能エネルギー発電事業

(2) 環境影響評価の対象となる規模要件の範囲拡大について、国では環境影響評価法の対象事業について、風力・地熱発電等に加え、令和2年4月に太陽光発電事業を新たに盛り込んだところです。

これを受け、県においても法の対象とならない小規模な太陽光発電事業のうち一定規模以上のものについて、令和2年4月1日から岩手県環境影響評価条例の対象事業に追加したところです。なお、条例の対象となる事業の規模要件については、他県と比較しても、より小規模なものまで対象としているものです。

今後においても、国と連携し、環境と調和した再生可能エネルギーの導入促進のため条例及び国のガイドライン等の適切な運用に努めるとともに、これらの効果を見つつ、必要に応じて範囲拡大について検討していきます。(C)

者が事業を行うに当たっての遵守事項及び推奨事項を記載した「事業計画策定ガイドライン」を策定し、これに従った適切な事業実施を事業者に求めております。しかし、当該ガイドラインにおいては防災や環境保全、景観保全について配慮することや、自治体への相談、地域住民への説明などの記載があるものの、それらの記載については改正FIT法及び同法施行規則の条文に基づくものではなく、法的拘束力がないと考えられることから、防災や環境保全、景観保全等の観点から立地を法的に規制することが困難な状況となっております。

よって、国は、整備事業者が太陽光や風力、地熱発電など再生可能エネルギー発電事業を実施する場合において、発電規模、固定価格買取制度の認定の有無にかかわらず、その立地場所の選定に関して防災や環境保全、景観保全等の観点から問題が発生又は発生するおそれのある事業者に対して、国又は地方公共団体が包括的に規制を及ぼすことが可能となるよう、所要の法整備を講じるよう要望いたしますとともに、県におかれましても、特に国による法整備が遅れる場合には、上記の課題に対応するための条例の整備についてご

検討を進めていただきますようお願いいたします。

(2) 国では地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を令和4年4月1日付けで制定しました。この省令において、国は全国一律の基準として、促進区域から除外すべき区域及び市町村における促進区域設定時に考慮すべき事項を定めております。国が定める除外すべき区域は、国定公園及び国立公園の特別保護地区や国指定鳥獣保護区の特別保護地区など、最小限の区域とされ、地すべり防止区域や急傾斜地崩壊危険区域等の災害の発生するおそれがある区域は、市町村における促進地域の設定時に考慮すべき事項にとどまっており、市町村が任意で再生可能エネルギー発電設備の設置に係る促進区域を除外することができるものではないと認識しております。

現在、国では、再生可能エネルギーの主力電源化を進めていくに当たり、一方で、災害や環境への影響等の課題が生じていることを踏まえ、地域の信頼を獲得しながら、地域と共生した再生可能エネルギー導入拡大を進めるため、再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会を開催し、施策の方向性に

ついて議論していると伺っております。

当市においても、再生可能エネルギーの利用促進について、その重要性を認識しておりますが、利用促進と同時に市の景観資源、自然環境及び市民の生活環境を守ることも重要であり、環境省令で規定されている国の基準や県が国の基準に基づいて定める都道府県基準に基づき、市民の声を聞いた上で促進区域を設定するだけでは、再生可能エネルギーの利用促進と景観資源や市民の生活環境を守ることの両立が困難となることを懸念しております。

また、関係法令の一つである環境影響評価法については、同法施行令の一部改正によりこれまで環境影響評価の対象外であった太陽光発電事業が対象事業として追加され、令和2年4月1日に施行されましたが、その規模要件は第1種事業で出力4万キロワット以上、第2種事業で出力3～4万キロワットと大規模なものとなっており、また、風力発電事業についても第1種事業で出力5万キロワット以上、第2種事業で出力3万7,500～5万キロワット、地熱発電事業についても第1種事業で出力1万キロワット以上、第2種事業で出力7,500～1万キ

		<p>ロットと環境影響評価の対象となるのは大規模なものに限定されております。</p> <p>よって、国は、小規模であっても地域住民の生活環境や自然環境、景観に重大な影響を及ぼす可能性がある事業など、地方公共団体が直面する課題に対応できるよう、環境影響評価の対象となる規模要件の範囲拡大を検討するよう国に要請していただきますとともに、県におかれましても、岩手県環境影響評価条例に基づく、太陽光発電事業に係る環境影響評価の対象規模要件の範囲拡大についてご検討いただきますよう要望いたします。</p>				
8月23日	27 周産期医療の確保について	<p>花巻市を含む5市3町から成る3つの二次保健医療圏で構成される「岩手中部・胆江・両磐」周産期医療圏において、県立中部病院は花巻市・北上市・遠野市・西和賀町で構成する岩手中部保健医療圏や奥州市を加えた広範囲における地域周産期母子医療センターとして周産期医療を支える重要な医療機関であります。同病院の産科は、東北大学が令和元年度をもって医師の派遣を終了したものの岩手県及び岩手県医師会のご尽力により、また岩手医科大学にご英断いただき、令和2年4月からは、岩手医科大学から医師3名（令和4年4月1日現在4名）の</p>	<p>県では、令和2年3月に岩手県医師確保計画を策定し、令和5年度までに県内で産科医を23人、小児科医を22人確保する目標を掲げ、産科・小児科を選択する奨学金養成医師の義務履行期間全てで地域周産期母子医療センター勤務を認める特例によるインセンティブの強化や、産科・小児科の即戦力医師の招聘等に取り組んでいます。また、令和4年度限りで廃止される医学部臨時定員・歯学部振替枠の7名分に替え、診療科偏在対策として、岩手医科大学に総合診療科・小児科・産婦人科を診療科指定とした新たな地域枠</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	A : 1 B : 2

		<p>派遣を受けて産科を維持していただいております。</p> <p>しかしながら、令和4年4月には、胆江保健医療圏の産科クリニックすべてがお産の取扱いを終了するなど、県内の周産期医療を取り巻く現状は厳しさを増しています。全県的に産科医が不足している中において、岩手医科大学医局の産科医の数も十分ではなく、2024年度から医師・医療従事者の働き方改革による時間外労働規制が始まれば、24時間の対応が必要である周産期医療現場においては、産科医の不足が顕在化することにより、お産の対応が十分にできなくなることが危惧され、岩手中部保健医療圏のお産対応件数を維持するためには、県立中部病院の産科医をはじめ、周産期医療体制が早期に強化され、お産の受入れを増やすことが重要と考えます。</p> <p>また、お産における新生児の安全を確保する観点から、岩手中部保健医療圏の周産期医療を維持・確保していく中においては、地域周産期母子医療センターに位置付けられている県立中部病院にNICUを設置するなど、小児医療体制についても拡充する必要があると考えます。</p> <p>さらに、周産期医療において欠かすことのできない産科医、小児科医、助産師、看護師が全国的に不足しており、特に個人産科クリニックにおいて</p>	<p>(7名)を、市町村医師修学資金枠の中に新設したところです。</p> <p>看護職員については、看護職員の安定的な確保と定着を図るため、「いわて看護職員確保定着アクションプラン」に基づき、看護職員修学資金貸付のほか、就職ガイダンスやナースセンターによる再就業支援などに取り組んでおり、特に助産師の確保については、修学資金の優先的な貸付やきめ細かな復職支援など取組を強化しており、引き続き、こうした医療従事者確保の取組を通じて、周産期医療体制の充実を図っていきます。(B)</p> <p>さらに、県立中部病院を始め県立病院等に整備したモバイル型妊婦胎児遠隔モニターの活用による周産期救急搬送体制の強化や、市町村と連携してハイリスク妊産婦の通院等に要する交通費等を支援する事業などに取り組んでおり、引き続き地域で安心して妊娠・出産ができる周産期医療の充実に努めていきます。(B)</p> <p>また、医師の地域偏在及び特定診療科の医師不足の解消については、令和5年政府予算要望において医療施設設備整備事業等の拡充及び周産期母子医療センターに対する財政支援の更なる拡充や診療報酬の改定など、医師不足の解消につながる施策を充実するよう国に要望しています。(A)</p>			
--	--	--	--	--	--	--

		<p>確保が困難な状況であり、産科医療の継続に支障を来しています。</p> <p>つきましては、住民が地域で安心して出産できるよう、産科医、小児科医、助産師、看護師等の医療従事者の確保に力点を置き、養成及び確保のための施策を講じ、また医師等の地域偏在の解消に向けた実効性のある支援策を実施するよう国へ要請いただくとともに、岩手県におかれましても、岩手中部保健医療をはじめ県内において「岩手県医師確保計画」に基づく産科及び小児科の医師確保に効果的な取組を推進することに加えてお産に必要な小児科機能・設備を拡充し、周産期医療体制の充実を確実に進めていただくよう要望します。</p>				
8月23日	28 子育て環境の充実のための医療費助成事業の拡大について	<p>当市では、就学前児童の医療費全額助成、小学生から高校生までの医療費助成の拡充や第3子以降の保育料等負担軽減要件の拡充、中学生以下のインフルエンザ予防接種費用の助成など子育て世帯の経済的負担軽減に努めております。</p> <p>岩手県においては総合的な子育て支援施策の一環として、未就学児及び妊産婦を対象とした医療費助成について、平成28年8月から現物給付化を実施し、令和元年8月からは小学生まで対象を拡大していただいたところであり、令和2年8月からは現物給付化の</p>	<p>各市町村の医療費助成については、それぞれの政策的判断のもとに、単独事業として拡充が進められてきていますが、県としては、本来、自治体の財政力の差などによらず、全国どこの地域においても同等な水準で行われるべきと考えており、これまで、国に対し、県の政府予算提言・要望などにおいて、全国一律の制度を創設するよう要望しているところです。（A）</p> <p>県が助成対象を拡大する場合、多額の財源を確保する必要がありますが、本県では、県立病院等事業会計負担金が多額になっているという事情もあることから、今後、国の動向も注視しな</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	A : 2 C : 1

対象を中学生まで拡大していただきました。

一方で、現物給付化に伴う波及増に対しては国保財政への国庫負担の減額調整措置があり、未就学児については平成30年度より廃止されておりますが、小学生以上についての措置は継続されており、岩手県においては各市町村国保への影響額の2分の1を負担いただいております。しかしながら、出産や子育てに対する支援への取組は、個々の自治体や一地方だけの対策では限界があり、本来、子どもの医療費助成の仕組みは全国一律であるべきと考えますので、下記のとおり要望いたします。

(1) 全国市長会を通じて国による全国一律の制度創設を要請しておりますが、議論が本格化していない状況にあります。

つきましては、子育て世代の誰もが安心して子どもを産み育てる環境の実現が図られるよう、全国一律の医療費助成制度の拡充について国へ要請していただきますよう要望いたします。

(2) 岩手県においては、小学生や乳幼児の医療費助成について、一部、県単独事業分の補助がありますが、当市を含めた県内全市町村において中学生の医療費助成が実施され、さらに高校生まで対象を拡大する市町村が多くなるなど、

がら、県の医療・福祉政策全体の中で、総合的に検討する必要があると考えています。(C)

また、現物給付の対象拡大については、これまで全县一律で、県と市町村が足並みを揃えて導入を図ってきた経緯を踏まえ、令和5年度に県内全市町村で対象年齢が18歳まで拡大されることを機に、現物給付の対象を令和5年8月に、現在の中学生までから高校生等(18歳到達年度末)まで拡大することとしています。(A)

		<p>それぞれ独自の取組を実施することにより、それに伴う財政負担も大きくなっている状況となっております。</p> <p>つきましては、岩手県における子どもに対する医療の充実と子育て家庭への支援の取組として、小学生の県単医療費助成の範囲を現行の「入院のみ」から「外来」まで拡大するとともに中学生等を対象とした県単医療費助成事業を実施するよう要望いたします。また、当市では高校生医療費助成の現物給付化を始めておりますが、この取組を全県的に進めていただくよう併せて要望いたします。</p>				
8月23日	29 過疎対策の積極的な推進について	<p>令和3年4月1日に新たに「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行されたところですが、人口減少や少子高齢化が急速に進んでいる過疎地域の深刻な状況を踏まえ、過疎地域の持続的発展を図るため、支援を継続して推進していくことが重要です。</p> <p>つきましては、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう、国へ要請していただきますよう要望いたします。</p> <p>(1) 過疎地域において必要な事業を円滑に実施できるよう、過疎対策事業債及び各種支援制度の維持・拡充を図ること。</p>	<p>県では、過疎地域の持続的な発展に向けた事業が円滑に実施できるよう、過疎対策事業債の必要額の確保やソフト分の限度額引上げを始め、各種財政措置について関係団体を通じて要望を行ってきており、国の令和4年度地方債計画において、過疎対策事業債は、令和3年度比200億円増の5,200億円が計上されたところです。</p> <p>引き続き、各市町村の過疎対策債の要望状況等を踏まえながら、各市町村の取組が円滑に実施できるよう調整を図るとともに、全県の配分額の確保について、関係団体と連携し、国に必要な働きかけを行っていきます。(B)</p>	県南広域振興局	経営企画部	B : 2

		<p>(2) 地方債計画における過疎対策事業債の計画額を増額すること。また、人口減少がさらに進む中において、地域のコミュニティの活動推進や市民の日常的な移動及び医療機関への交通手段の確保、高齢者の生活支援や子育て支援、商店街の活性化など、市民が将来にわたり安心して暮らすためにソフト事業の更なる充実が必要であることから、過疎債ソフト分の発行限度額の増額を行うなど十分な財源措置を講じること。</p>	<p>また、各種支援制度の維持・拡充については、これまで過疎地域持続的発展支援交付金などを活用し支援してきたところですが、今後においても市町村との連携を密にしながら、各市町村が地域の実情に応じた施策が講じられるよう、必要に応じて国に要望していきます。(B)</p>			
8月23日	<p>30 新型コロナウイルス感染症対策の充実について (1) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について</p>	<p>新型コロナウイルス感染症については、全国的には新規感染者数は一旦減少傾向にありましたが、その後多くの地域で急速に感染拡大しており、未だ早期の収束が見えていないところがあります。</p> <p>また、県内においても、感染が急拡大し、教育保育施設や学校、高齢者施設などにおいて、クラスターが確認されるなど感染の流行が継続しているところであり、県では、改めて基本的な感染対策の徹底をお願いしているところでもあります。</p> <p>この全国的な新型コロナウイルス感染症の影響により、県内の地域経済は長期間にわたって大きな影響を受けており、飲食業や宿泊業、旅客運送業など広い業種において、大幅に売上げが減少している状況にあります。</p>	<p>国が措置している新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により、各自治体において令和4年度事業を実施しています。</p> <p>県としては、国が実施する事業に係る地方負担はもとより、地域の実情に応じて行う地方単独事業についても、財政運営に支障が生じることのないよう、必要な額の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の確保とともに、財政基盤の弱い自治体に対する重点的な配分及び令和5年度以降も取組が必要となることを見据えた柔軟な運用について、国に対して要望を行ったところであり、引き続き、全国知事会等とも連携しながら、一層の財政支援について働きかけていきます。</p> <p>(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B : 1</p>

このような状況の中、新型コロナウイルス感染症による影響に加え、ロシアによるウクライナ侵攻等により、原油や原材料、食料等の価格が高騰するなど、農業者を含む事業者はもとより、市民生活にも大きな影響を及ぼしています。

国においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめとした様々な対策を講じていただいている中、令和3年度補正予算地方単独分1.2兆円の留保分及び令和4年度予備費を原資とする、総額1兆円の地方創生臨時交付金の配分を決定いただき、感謝申し上げます。引き続き地方自治体による早急な感染予防、地域経済や市民生活への支援は、最重要項目でありますことから、次の項目について特段の措置を講じるよう要望いたします。

(1) 県内各市において、新型コロナウイルス感染症予防及び新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市民、事業者に対する支援などに全力で取り組んでいるところであるが、大きく落ち込んだ地域経済の立て直しには長期的な対策が求められる。

そのような状況の中で、本市が活用可能となった地方創生臨時交付金は、令和2年度においては、総額18億365万9千円となり、令和3年度においては、令和

2年度第3次補正予算の令和3年度への本省繰越分である6億616万5千円や、令和3年度補正予算による5億5,902万1千円など合計で13億866万7千円となったところである。一方、ワクチン接種に要する費用を除く感染予防対策や市民及び事業者支援を行うための事業費は、令和2年度においては26億5,452万5千円、令和3年度においては、19億4,875万4千円であり、地方創生臨時交付金を全額充当してもなお、市の一般財源から令和2年度には2億3,303万4千円を支出し、令和3年度には5億8,992万1千円を負担したところである。

令和4年度においても、引き続き感染予防対策や市民及び事業者支援に取り組むため、本市では当初予算及び第1号から第5号補正予算をあわせて総額11億1,389万2千円を計上し、令和3年度からの繰越分と一体で新型コロナウイルス感染症対策を行うこととしている。

この金額は、感染の拡大状況によっては、生活に困窮している市民に対する支援や市内事業者の事業継続の支援、温泉宿泊施設等の観光関連事業者への支援のための温泉利用者に対する宿泊助成の継

		<p>続、地場の中小企業の事業継続のためのPayPay20%付与キャンペーンの複数回実施など、さらに補正予算の計上が必要となり、当市の一般財源による負担も増大することが見込まれる。しかし、現時点において、令和4年度における地方創生臨時交付金の市町村への配分額は総額4,000億円にとどまっており、そのうち本市に対し示された交付限度額は3億8,977万9千円にとどまっているところである。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の収束が見えず、また原油価格・物価高騰の影響の長期化が懸念される中で、市町村においても地域の実態に即した感染予防の対策、地域経済の回復及び農業者を含む事業者や市民生活への支援をきめ細かく継続する必要がある、現在配分が決定された地方創生臨時交付金だけでは不足している。</p> <p>よって、国は令和4年度予備費分の配分残額を早期に追加配分するとともに、令和4年度補正予算の編成により、市町村が柔軟に活用可能な新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を増額交付すること。</p>				
8月23日	30 新型コロナウイルス	(2) 長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、宿泊業やその取	県としては、国が実施する事業に係る地方負担はもとより、地域の実情に	県南広域振興局	経営企画部	B : 1

	<p>ス感染症対策の充実について</p> <p>(2) 市町村が独自に実施する上乗せ等の事業者支援について</p>	<p>引業者などの観光業において経営的に極めて深刻な状態が続いている。</p> <p>観光業に関わる事業者は数多く、都道府県が一元的に行う支援策に加えて、それぞれの市町村における状況や事情に即したきめ細やかな支援を行うことが必要となるため、市町村が独自に実施する上乗せ等の事業者支援に対しても国の財源を確保し、速やかに交付すること。</p>	<p>応じて行う地方単独事業についても、財政運営に支障が生じることのないよう、必要な額の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の確保とともに、財政基盤の弱い自治体に対する重点的な配分及び令和5年度以降も取組が必要となることを見据えた柔軟な運用について、国に対して要望を行ったところであり、引き続き、全国知事会等とも連携しながら、一層の財政支援について働きかけていきます。</p> <p>(B)</p>			
8月23日	31 岩手県立東和病院及び大迫地域診療センターの存続・維持について	<p>県立東和病院は、花巻市東和地域、大迫地域、矢沢地域及び遠野市西部地域の住民の「かかりつけ」医療機関として軽症者、回復期患者の入院を受け入れているほか、救急告示病院として救急患者を年間1,700人程度受け入れている、地域にとって欠かすことができない重要な医療機関であります。また、県立中央病院附属大迫地域診療センターは、花巻市大迫地域内における唯一の医療機関であり、地域医療を支える必要不可欠な存在であります。令和元年度から令和6年度までを計画期間とする「岩手県立病院等の経営計画」においては、県立東和病院は「圏域の地域病院として基幹病院である中部病院と連携しながら地域の入院機能を担う」、「回復期を中心とした病床機能を担う」こととされ、また、大迫地域診療センターは地域住民の身近に</p>	<p>県立東和病院や大迫地域診療センターをはじめとする県立病院・地域診療センターは、公的医療機関の役割である、へき地医療、救急医療、高度・専門医療等、採算性などの面から民間医療機関による提供が困難な医療を担う必要があり、岩手県立病院等の経営計画〔2019-2024〕において、現行の体制により県立病院群全体で効率的な運営を行うこととしています。</p> <p>特に県立東和病院においては、地域医療構想調整会議における検討を踏まえ、病院の機能を、圏域の地域病院として、基幹病院である中部病院と連携しながら、回復期を中心とした地域の入院機能を担うものとして整理したところです。</p> <p>引き続き、次期岩手県保健医療計画策定に係る検討や令和4年3月に総務省が策定した公立病院経営強化ガイド</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	A : 1

		<p>あってどのような相談にも乗るような総合的な医療を担うとされており、二つの医療機関はいずれも「医療・介護・福祉・行政との連携・協働により、地域包括ケアシステムの一翼を担う」とされています。</p> <p>令和元年9月に厚生労働省が求めた公立病院等の「再編統合」の検証については、令和元年11月28日に花巻市を含む岩手中部構想区域の地域医療構想調整会議において、東和病院の再編統合に関する対応方針について協議・検証が行われ、「平成30年度に圏域全体で不足している回復期病床へ病床転換済みであり、国が求める再編統合の方針に沿った適切な対応が既になされている」ことから、再編統合の検討対象とはならないとの方針が全会一致で了承され、岩手県では、この検証結果を県の検証結果として、令和2年4月に国へ報告済みと伺っています。</p> <p>現在の全国における新型コロナウイルス感染症への対応状況から、感染症拡大時における公立病院の役割と重要性が改めて認識されるとともに、病院間の役割分担の明確化・最適化や医師・看護師等の確保などの取組を平時から進めておくことの必要性が浮き彫りとなり、国では、公立病院の経営を強化していくことが重要であるとして、令和4年3月29日付けで「公立病院経営強化の推進について（通知）」を発出しました。これにより、病院事</p>	ラインの趣旨等を踏まえつつ、東和病院及び大迫地域診療センターに求められる医療提供体制の維持に努めていきます。（A）			
--	--	--	---	--	--	--

		<p>業を設置している地方公共団体は令和5年度末までに、病院の役割・機能の最適化と連携の強化、医師・看護師等の確保と働き方改革、経営形態の見直し、新興感染症の感染拡大時に備えた平時からの取組及び施設・設備の最適化等を記載する「公立病院経営強化プラン」を策定することとされております。</p> <p>県におかれましては、「公立病院経営強化プラン」の策定にあたり、地域医療構想調整会議で決定した、県立東和病院を存続すべきであるとの方針を重視し、引き続き存続に向けてご尽力いただきますとともに、大迫地域診療センターを花巻市大迫地域での唯一の医療機関として存続・維持することを含め、現在の病院機能を縮小することなく、必要な医師・医療スタッフを適正に配置いただきますよう要望します。</p>				
8月23日	32 旧新興製作所建物解体工事の中断の長期化について	<p>花巻市城内・御田屋町地内において旧新興製作所建物解体工事が中断され、解体物及びPCB廃棄物が敷地内に残置された状態が長期化しており、市議会における一般質問をはじめ、市政懇談会等においても市民からの不安の声が上がっている状況となっていることから、解体物及びPCB廃棄物に係る対応について、以下のとおり要望いたします。</p>	<p>(1) 旧新興製作所跡地に残置されている解体物に関すること</p> <p>旧新興製作所跡地については、解体工事が一時中断され、地上部には解体途中のコンクリート等が積み上げられている状況にありますが、工事中断に当たり崩落等が発生しないよう措置されるなど、現時点で周辺的生活環境に影響を与える状況にはないと考えています。</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	B : 2

		<p>(1) 旧新興製作所跡地に残置されている解体物に関すること</p> <p>旧新興製作所跡地である花巻市城内・御田屋町地内の土地について、メノアース株式会社が、株式会社新興製作所から所有権を取得後、平成28年から株式会社光が解体工事請負人となり、敷地内の旧新興製作所建物の解体工事が施工されていたところ、同年中に工事発注者であるメノアース株式会社と解体工事請負人である株式会社光との間において工事請負契約に関する係争が発生し、以降の解体工事が中断され、コンクリートのがれき類等が適正に処理される見込みが低いまま5年以上残置されたままの状態となっております。</p> <p>このような経過のもと、安全性や周辺環境への影響が懸念される状況から、市議会や市政懇談会等の場において、議員や市民より、残置されたままの状態がいつまで続くのかとの不安の声のほか、一刻も早い状況の改善を求める声が上がっている状況であります。</p> <p>メノアース株式会社と株式会社光の間の係争については、令和2年6月に終了していましたが、その後メノアース株式会社について、本年4月28日に仙台地方裁判所において破産手続の開始が決定され、破産管財人が裁判所より選任されている状況であります。</p>	<p>また、当該物については、再生砕石として自ら利用が可能なものが含まれていたことから、破産管財人に対し改めて工事内容及び今後の計画を確認のうえ、処理責任者を明確にし必要な指導をしていきます。(B)</p> <p>(2) 旧新興製作所跡地に残置されているPCB廃棄物に関すること</p> <p>旧新興製作所跡地に残置されているPCB廃棄物のうち、処分期限を過ぎた高濃度PCB廃棄物については、メノアース(株)に対し、令和4年7月29日付けでポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく改善命令を発出し、処分を委託するよう命じたところです。</p> <p>また、低濃度PCB廃棄物については期限内に処理が行われるよう同社に対し指導していきます。(B)</p>			
--	--	--	--	--	--	--

当該土地に残置されているがれき類等の取り扱いについては、令和3年7月19日に行われた岩手県への要望・意見交換会において、要望項目に掲げるとともに意見交換会のテーマにも取り上げていただいておりますが、本要望に対する回答は「旧新興製作所跡地については、解体工事が一時中断され、地上部には解体途中のコンクリート等が積み上げられている状況にありますが、工事中断に当たり崩落等が発生しないよう措置されるなど、現時点で周辺的生活環境に影響を与える状況にはないと考えています。また、当該物については、再生砕石としてリサイクル利用可能なものが含まれており、工事再開時に当該地にて自ら利用することも可能であり、引き続き所有者に対し、今後の解体計画及び処理計画を求め適正処理を指導してまいります。なお、工事に伴い排出される廃棄物の処理責任は、一般的には元請業者にあるとされていることから、県では工事が再開される際には、工事内容を改めて確認のうえ必要な指導を行うこととしています。」というものでありました。

しかしながら、今般のメノアース株式会社の破産手続開始決定により、今後メノアース株式会社による工事の再開は見込めない状況となったことから、敷地内に残置されている解体物については、廃棄物性を否定することが

もはや困難であると考えられる状況であります。

このことは、「行政処分の指針について（通知）」（令和3年4月14日付け環循規発第2104141号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）により、環境省から廃棄物該当性の判断基準等が示されており、「廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の見扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものであること。」とされていることから明らかであります。

一般的に、解体工事に伴うがれき類の廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、元請業者に処理責任がある旨明記されているところではありますが、当該がれき類については、解体工事の施工により発生したものであり、また、メノアース株式会社の破産手続開始という状況の変化も鑑み、解体工事の元請業者を含め、処理責任者の所在を改めて明確化すべき状況であるものと考えられます。

当該がれき類について、廃棄物該当性に係る判断を行わないことは、元請業者の処理責任をあいまいにすることも懸念される状況であることから、県

におかれましては、処理責任の所在の明確化と併せ、当該がれき類について改めて廃棄物としての該当性の判断をいただき、法令上の処理責任者に対して、関係法令の規定に基づき適切な指導をしていただきますよう要望いたします。

(2) 旧新興製作所跡地に残置されているPCB廃棄物に関すること

旧新興製作所跡地において、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に定める保管状況等の届出が必要なPCB廃棄物が残置されている状況となっております。

これまで県におかれましては、メノアース株式会社に対し期限内の適正処分について継続して催告等をされてきたと伺っておりますが、高濃度PCB廃棄物については、処分期限である令和4年3月末日を経過した現在においても処分が行われていない状況となっております。

PCB廃棄物の保管に関しては、これまで市議会や市政懇談会等の場において、安全性に不安を感じる議員や市民から早期に保管状況の確認を求める声が上がっておりますが、高濃度PCB廃棄物の処分期限を経過した現在においては、今後いつまでこのような状況が続くのか、また、代執行を求めるべきではないかとの声もあがっております。

		<p>メノアース株式会社の破産手続開始に伴うP C B廃棄物の処分に関する今後の対応について、県におかれましては、地域住民の不安を払拭し、安全な生活環境を維持するためにも当該特別措置法に基づく速やかな対応を行っていただきますよう要望いたします。</p>				
8月23日	33 県立中部病院への障がい者の歯科治療を行う部署の設置について	<p>本市では、花巻市健康増進計画およびそのアクションプランである健康はなまき21プランに基づき、花巻市歯科医師会のご協力を得ながら市民の口腔保健の推進に取り組んでおります。障がい者の口腔ケアについては、歯科健康診査事業や訪問歯科診療事業など歯科保健事業を通じて推進しているほか、花巻市歯科医師会会員の医師が個別に治療に対応しておりますが、患者の心理的な特異性、行動の特異性、身体的特異性などから、対応が可能な個人歯科医院は少数であり、また、治療を行う場合であっても個人歯科医院では全身麻酔を打つことはできないことから、準備から実施まで大変苦勞しており、患者のご家族も治療をためらう現状があります。</p> <p>障がい者は、十分なセルフケアを行うことが難しく、う歯や歯周病が悪化しやすいことから、岩手中部保健医療圏をはじめ県内において障がい者の歯科治療の需要は多くありますが、全身麻酔も可能とする障がい者の歯科治療を行う診療科は、岩手医科大学附属病</p>	<p>中部病院はこれまで地域歯科との連携により入院患者の口腔管理を行ってきたところですが、歯科治療については院内で行っておりません。主に全身管理が必要な重度及び中程度の障害者に対する歯科治療については、専門的診療に対応できる歯科医師のほか、麻酔医や看護師等の配置といった相応の医療従事者の確保、入院の受入体制の整備等の課題があり、対応が難しい状況です。(C)</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	C : 1

		<p>院、県立中央病院、県立磐井病院の3か所のほかになく、歯科治療の際に麻酔や拘束（行動抑制）が必要となる障がい者のご家族にとって、治療を受けるために距離が遠い市外の病院へ通うことが負担となっています。</p> <p>障がいのある患者のご家族からは、より身近なところでの治療を望む声が多く聞かれているところであり、障がい者とそのご家族が歯科治療を安心して受けられるよう、岩手中部保健医療圏における基幹病院である県立中部病院に全身麻酔も可能とする障がい者の歯科治療を行う部署を整えていただきますよう要望します。</p>				
8月23日	34 都市計画道路山の神諏訪線の供用に伴う事故危険箇所交通規制について	<p>当市では、県南地域において集積が進む自動車や半導体関連企業のほか、運輸・物流企業等を含めた幅広い企業を市内に呼び込むための施策として、また地域の基幹病院である県立中部病院へのアクセス向上などを視野に入れ、（仮称）花巻PAスマートインターチェンジの整備と、そのスマートインターチェンジと国道4号を結ぶ都市計画道路市道山の神諏訪線の整備を進めており、山の神諏訪線については昨年12月24日に国道4号側の1工区(L=860m)が供用を開始したところです。</p> <p>当該路線の整備にあたりましては、平成29年度より花巻警察署との交差点協議を行わせて頂き、市道材木町山</p>	<p>市道材木町山の神線と都市計画道路山の神諏訪線との交差点については、主道路である市道の1時間当たりの最大自動車等往復交通量が信号機の設置基準以上であるほか、従道路である都市計画道路の交通量の増加が見込まれることから、令和5年度に信号機を設置することとしました。</p> <p>また、市道瀬畑口下根子線と都市計画道路山の神諏訪線との交差点につきましては、交通量が信号機の設置基準に満たないことから設置は見送りでしたが、交通事故防止対策として市道側への一時停止規制を令和4年12月に実施しました。（A）</p> <p>信号機の設置につきましては、地域住民等からの要望、意見を踏まえ、自</p>	県南広域振興局	経営企画部	A：1

		<p>の神線との交差点における信号機設置と市道瀬畑口下根子線との交差点における一時停止規制の要望をさせて頂いておりましたが、市道材木町山の神線との交差点については一時停止規制のみがなされ、また市道瀬畑口下根子線との交差点については交通規制がない状態で、供用開始のやむなきに至ったところではあります。</p> <p>市道瀬畑口下根子線との交差点におきましては、令和4年5月末時点において、市が確認できている範囲だけでも6件の衝突事故が発生し、その主な事故原因は本来従道路と位置付けられるべき市道瀬畑口下根子線を走行する車両が一時停止、徐行などを行わなかったことが原因と認識しております。</p> <p>市といたしましては供用開始当初より当交差点に注意看板を設置し注意喚起を行ってきたほか、4月には路面に交差点手前には赤、路肩歩行帯に緑の着色塗装を行い、事故防止の対応を行ってきたところです。</p> <p>しかしながら、市が道路管理者として路面に着色塗装などの対応を行い徐行や一時停止などの注意喚起を行ったとしても道路交通法による義務とはならないことから、市道瀬畑口下根子線との交差点における事故をこれ以上防ぐためには、信号機の設置や一時停止措置による確実な交通規制が必要と考えているところです。</p>	<p>動車等の交通流量、歩行者の横断需要、周辺施設の状況等から総合的に設置の必要性を検討した上で、整備を行ってまいります。</p>			
--	--	---	---	--	--	--

		<p>また、都市計画道路山の神諏訪線は、令和4年中には（仮称）花巻PAスマートインターチェンジ側2工区（L=460m）の供用開始を予定しており、更に令和5年度にはスマートインターチェンジも完成することで、今後ますます交通量が増加し、今以上に交差点における事故、とりわけ人身事故が発生することが心配されるところであります。</p> <p>つきましては、（仮称）花巻PAスマートインターチェンジ側2工区（L=460m）の供用開始以前の早期に、市道材木町山の神線及び市道瀬畑口下根子線との交差点それぞれにおける信号機の設置と、市道瀬畑口下根子線につきましては信号機設置までの当面の措置として令和4年度の早期に一時停止規制を行うよう要望致します。</p>				
8月23日	35 岩手中部地域医療情報ネットワーク事業の支援について	<p>地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律において、地域包括ケアシステムの構築が求められておりますが、厚生労働省の総合確保方針によると、その構築のためには、「関係者間での適時適切な情報共有」及び「ICTの活用」が重要とされています。</p> <p>岩手中部医療圏域においては、NPO法人岩手中部地域医療情報ネットワーク協議会が運用する「岩手中部地域医療情報ネットワークシステムいわて中部ネット（以下「いわて中部ネット」と</p>	<p>県では、医療資源の不足や地域偏在がある中で、質の高い医療を提供するために、これまで県全域を対象とした遠隔病理画像診断システムやテレビ会議システムを活用した小児周産期医療遠隔支援システムなど、岩手医科大学と地域中核病院間の連携に資するシステムや、県内の医療機関や市町村などが妊婦健診や診療情報を共有できる岩手県周産期医療情報ネットワークシステム「いーはとーぶ」を整備し、運用してきたところです。</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	B：2

		<p>いう。)」により、医療介護の情報連携を図っております。</p> <p>いわて中部ネットは、東北六県で唯一県内全域連携したネットワークが存在しない岩手県において社会インフラとしての重要な役割を担っており、気仙医療圏及び両磐医療圏で運用されている「未来かなえネット」と2次医療圏を超えて接続するなど、国が目指す全国的な保健医療情報ネットワークの基礎として持続的な運営が求められています。</p> <p>しかしながら参加施設の伸び悩みにより、いわて中部ネットの運営に当たっては圏域4市町からの財政支援が不可欠な状況となっており、段階的に減少する見込みであった支援は恒常的になる可能性があります。</p> <p>つきましては、いわて中部ネットの運営の安定に向けたフォローアップと財政支援を行っていただくと共に、2次医療圏を超えた県内全域でのネットワーク連携を進めていただくよう要望します。</p>	<p>さらに、県では地域における医療介護情報連携システムの構築を支援しており、地域医療介護総合確保基金を活用して、その導入経費の補助を実施しています。</p> <p>岩手中部地域情報ネットワークの整備に当たっては、将来にわたって地域の関係機関が運営を継続できるシステムの整備に向け、運営計画の確認や必要な情報提供等を行ってきたところであり、その構築に係る経費として、地域医療介護総合確保基金を活用し、平成28年度から令和元年度の4年間に約577百万円を補助したところです。</p> <p>システムの維持管理費用や、機能の追加等を含まない更新に係る費用は、当該基金事業の対象外とされており、財政支援は難しいところですが、今後は、ネットワークの活用促進や効率的な運用が必要となることから、ネットワーク運用における情報提供等の側面的支援を継続するほか、利用者間の十分な協議に基づく適正な機能の拡充について、関係する地域のニーズや関係者による協議調整の状況を踏まえながら助言など適切な対応を行っていきます。(B)</p> <p>また、県内全域でのネットワーク連携については、開設者が異なる連携施設間における患者同意の取得方法など、統一的な運用ルールの整備が課題と考えています。県としては、国が骨太の方針2022で示した「全国医療情報</p>			
--	--	---	--	--	--	--

			プラットフォーム」に係る動向を注視しつつ、全県的な医療情報連携体制の在り方について、検討していく考えです。（B）			
8月23日	36 東北自然歩道・高村光太郎のみちへの標識設置について	<p>「東北自然歩道・高村光太郎のみち」は、環境省が事業主体となり平成2年に整備が行われました。その後の維持管理は岩手県が担うこととし、各所に道標の設置がなされたところで</p> <p>す。</p> <p>しかし、近年は腐朽が目立ち、道標としての役割を果たしていない状況です。</p> <p>「東北自然歩道・高村光太郎のみち」には、笹間地区並びに太田地区にまたがる山の登山道もコース内に含まれており、地域住民が草刈りなどを行っていますが、道標の腐朽とともに登山客が道に迷うなど不具合が生じており、地域の方々へ登山客から指摘をいただいております。</p> <p>この指摘に対し、地域住民独自で簡易な案内板の設置を登山道に試みましたが、クマによるものと思われる破壊が目立ち、しっかりとした道標の設置が必要であること、また、近年、登山客が増加しており、遭難も全国的に発生していることを鑑みますと、道標の整備が重要と考えられます。</p> <p>つきましては、「東北自然歩道・高村光太郎のみち」の起点から終点にか</p>	<p>東北自然歩道は、地域における景勝地や名刹などを周遊ルートとして結び、歩きながら自然を楽しんでもらうことを目的として設定したものです。</p> <p>「東北自然歩道・高村光太郎のみち」については、令和2年度及び今年度に道標の修繕等を一部実施したところであり、今後も、貴市と意見交換しながら、必要に応じて順次整備を進めていきます。（B）</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	B : 1

		けた、一帯の道標整備を要望いたします。				
8月23日	37 JR釜石線の存続に対する取り組みについて	<p>本年7月25日、経営状況が厳しいローカル鉄道の在り方について、国土交通省の有識者会議において提言がまとめられ、1キロ当たりの1日平均利用者数、いわゆる「輸送密度」が「1,000人未満」といった利用者が少ない区間に関し、国が主体的に関与し、都道府県を含む沿線自治体や鉄道事業者などの関係者間で鉄道の存続策やバス・バス高速輸送システム（BRT）への転換を含めた運行見直しなどの協議に入る（仮称）「特定線区再構築協議会」の創設が提案され、要件を満たす線区については、鉄道事業者又は沿線自治体の要請を受けて新たに協議会を設置するとされたところであります。</p> <p>さらに、JR東日本において、7月28日に、2019年度実績における1日当たり2,000人未満の線区について経営情報を開示し、また、8月1日には、2021年度の輸送密度のデータを公開しており、本市に関係するJR釜石線の花巻～遠野間については、乗車密度644人、年間収支が12億7百万円の赤字と公表されたところであり、国土交通省の有識者会議で示された「輸送密度1,000人未満」に該当している状況となっております。</p>	<p>JR線を始めとした地方鉄道は、地域交通としての役割だけでなく、地方における観光振興、災害時の移動手段の代替性・補完性の確保等重要な役割を担っていると考えています。</p> <p>このため、5月11日には全国28道府県と連名で「未来につながる鉄道ネットワークを創造する緊急提言」を国土交通大臣あて提出し、JRを含めた鉄道事業者の経営基盤の安定化への支援等を要望したところであり、また、県としても、6月16日に行った令和5年度政府予算等に係る提言・要望等において、国が鉄道ネットワークを交通政策の根幹として捉え、コロナ禍を乗り切るため、国の責任において一定の経営支援を講じることなどを要望しているところですが、</p> <p>また、11月8日には県・沿線市町村による連絡会議を開催し、鉄道の維持と更なる利用促進に取り組む方向性について認識を共有したところであり、12月16日にはJR東日本、国等に対して鉄道の維持に向けた要望活動を実施したところですが、</p> <p>県としては、利用促進に向けた取組を強化するため、令和5年度当初予算に沿線市町村等が実施する利用促進等に係る経費に対する補助を措置したところであり、今後も引き続き、地域の</p>	県南広域振興局	経営企画部	B : 1

	<p>J R釜石線については、本市においては、遠野市及び本市東和地域の各駅と新花巻駅、花巻駅をつなぐ路線であり、通勤や通学など地域住民の生活路線として利用されているほか、県外からの観光客やビジネス客が利用する新幹線駅である新花巻駅と接続している重要な路線となっており、今後、有識者会議が提言した協議会の設置の対象となり、廃線などのサービスの後退となれば、地域住民の通勤や通学が困難になることに加えて、地域の過疎化や衰退につながると懸念しているところです。</p> <p>そのため、協議会の設置については、慎重に対応していただくとともに、仮に協議会が設置される場合には、国やJ R東日本とのとの間で、「廃線ありき」ではなく、存続を前提とした議論となることについての共通理解が前提となる必要があると考えます。</p> <p>また、J R釜石線の活性化のためには、便数の増加等、便数の増加等を含む更なる鉄道の利便性の向上に取り組み、利用者の増加をはかることも必要と考えられるところであり、そのような観点から、国に対しまして、J R釜石線などローカル鉄道の存続を前提とした支援を要請するとともに、県におかれましても、必要な支援を行うよう併せて要望いたします。</p>	<p>実情や意向を踏まえつつ、沿線市町村と緊密に連携しながら取り組んでいきます。（B）</p>			
--	---	---	--	--	--